

## は じ め に

新温泉町では、平成 21 年 3 月に策定し、平成 25 年 3 月に改定した「新温泉町地域福祉計画」をもとに、地域福祉を推進してまいりました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化は一層進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯等の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや既存の制度の狭間にあり、解決が困難なケース等も増えており、さまざまな課題が生じています。



こうした状況を踏まえ、地域の新たな生活課題や福祉課題の解決に向けて取り組むため、平成 30 年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次新温泉町地域福祉計画」を策定しました。

今回の策定にあたっては、皆様にわかりやすい計画となるよう工夫するとともに、行政や社会福祉協議会のもとより、町民の皆様、地域で活躍するボランティアや福祉関係機関・団体等に期待される役割をできるだけ具体的に示し、地域社会を構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携・協働することで、地域課題を解決できる地域づくりを目指すことを基本目標のひとつとしました。

今後、この計画に基づき、基本理念である「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、町民の皆様と一緒に地域福祉を推進してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「第 2 次新温泉町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、福祉関係機関・団体の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

新温泉町長      西村   銀三



# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....               | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                   | 1  |
| 2 計画の位置づけと期間 .....                | 3  |
| 3 計画の策定体制と流れ .....                | 7  |
| 第2章 新温泉町の地域福祉をめぐる現状と課題 .....      | 9  |
| 1 統計データからみる現状 .....               | 9  |
| 2 アンケート調査結果からみる現状 .....           | 21 |
| 3 団体ヒアリング調査結果からみる現状 .....         | 36 |
| 4 第1次計画の評価と検証 .....               | 42 |
| 5 新温泉町における主要課題 .....              | 46 |
| 第3章 計画の目指す方向性 .....               | 47 |
| 1 基本理念 .....                      | 47 |
| 2 新温泉町地域福祉ネットワークの構築 .....         | 47 |
| 3 地域包括ケアシステムの構築 .....             | 49 |
| 4 基本目標 .....                      | 50 |
| 5 施策の体系 .....                     | 51 |
| 第4章 施策の展開 .....                   | 52 |
| 基本目標1 一人ひとりを認めあう「人づくり」 .....      | 52 |
| 基本目標2 みんなで支えあう「地域づくり」 .....       | 58 |
| 基本目標3 すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」 ..... | 63 |
| 第5章 計画の推進体制 .....                 | 71 |
| 1 計画の推進体制と進行管理 .....              | 71 |
| 2 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加 .....      | 72 |
| 3 地域福祉の推進・調整役 .....               | 73 |
| 資料編 .....                         | 74 |
| 1 新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....       | 74 |
| 2 第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....    | 76 |
| 3 計画策定の経過 .....                   | 77 |



## 1 計画策定の背景

わが国では、本格的な少子高齢化や核家族化社会の到来によるひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加、ひきこもり・虐待等、福祉を取り巻く社会問題はますます深刻化・多様化しています。そのため、国では、介護保険制度の改正や「障害者総合支援法」、「子ども・子育て関連3法」※1等の法整備が進められてきました。さらに、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受け、平成27年4月には、生活困窮者への支援を行う「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この新たな制度は、地域福祉を拡充していくうえで重要であり、各自治体において生活困窮者への支援方策が求められています。

新温泉町（以下「本町」といいます。）では、第1次新温泉町総合計画（海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷）におけるまちづくりの理念のひとつである「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成20年度より「新温泉町地域福祉計画」（以下「第1次計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してまいりました。しかしながら、人口減少及び高齢化の進行により、地域福祉課題への対応は喫緊の課題となっています。

引き続き、第1次計画の理念を継承し、地域福祉にかかわる各主体と行政が相互の連携を深めるとともに、住民が主体的に地域福祉にかかわり、地域全体で支えあい、助けあう体制を推進することを目的として、「第2次新温泉町地域福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

※本計画における「障がい者」等の「がい」の字の表記については、『害』という漢字に否定的な意味や、差別・偏見を助長するイメージがあることから、別の言葉で表現すべきとの意見があることを考慮し、また、障がいのある人の人権を一層尊重するという観点から、法律名、団体名等の固有の名称を除き、人や人の状態を表す場合において『障害』を『障がい』と表記します。

※1 「子ども・子育て関連3法」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいいます。

＜地域福祉を取り巻く国・県の主な動き＞

|           | 地域福祉                                                                              | 高齢者福祉                                                                  | 障がい者福祉                                                                     | 児童福祉                            | その他                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>22年 | ・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」                                      |                                                                        | ・障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布                                                    |                                 |                                                                        |
| 平成<br>23年 |                                                                                   | ・高齢者居住安定確保法の改正法の公布・施行                                                  | ・障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行                                                    |                                 | ・3月11日、東日本大震災の発生                                                       |
| 平成<br>24年 |                                                                                   | ・介護保険法の改正<br>(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みの推進等) | ・障害者虐待防止法の施行                                                               | ・子ども・子育て関連3法の公布                 | ・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」<br>・社会保障・税一体改革大綱の決定       |
| 平成<br>25年 |                                                                                   |                                                                        | ・障害者総合支援法の施行                                                               | ・子どもの貧困対策の推進に関する法律の公布           | ・社会保障制度改革国民会議報告書<br>・災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布・施行<br>・社会保障制度改革プログラム法の公布・施行 |
| 平成<br>26年 | ・「第3期兵庫県地域福祉支援計画」の策定                                                              |                                                                        | ・障害者の権利に関する条約の批准                                                           | ・児童福祉法の一部を改正する法律の公布             | ・生活保護法の一部を改正する法律の施行<br>・災害対策基本法の一部を改正する法律の公布・施行                        |
| 平成<br>27年 |                                                                                   | ・介護保険法の改正<br>(地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実等)                             |                                                                            | ・子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援新制度)の本格施行 | ・生活困窮者自立支援法の施行                                                         |
| 平成<br>28年 |                                                                                   |                                                                        | ・障害者差別解消法の施行<br>・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布<br>・発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布・施行 |                                 |                                                                        |
| 平成<br>29年 | ・厚労省通知「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」<br>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正 | ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布                                  |                                                                            |                                 |                                                                        |

## 2 計画の位置づけと期間

### 1) 地域福祉って何？

皆さんは、「地域福祉」ときいて、何をイメージされますか？

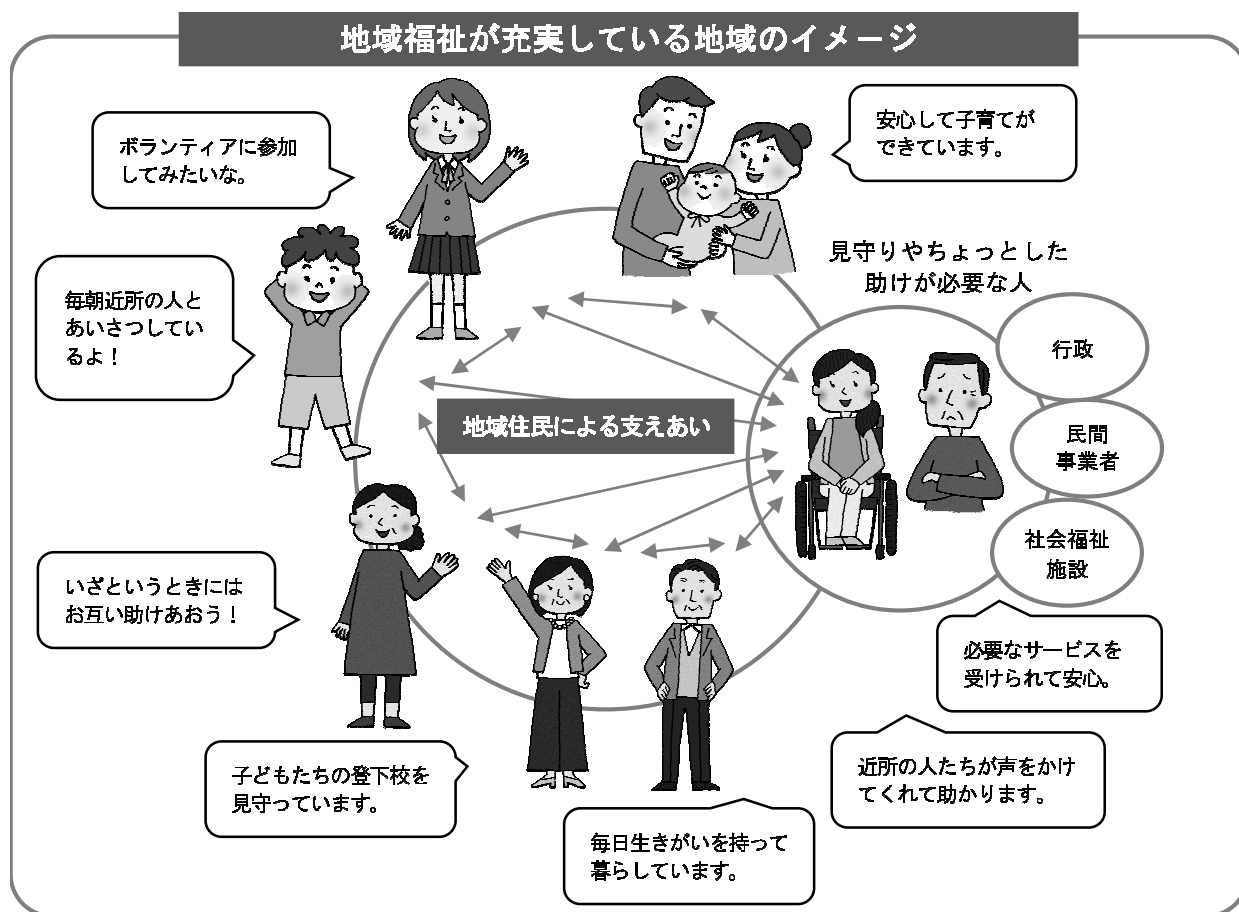
高齢者への支援や障がいのある人への支援、子どもたちの支援といった、対象ごとの行政による福祉サービスを思われるのではないのでしょうか。

「福祉」という言葉には、「幸福」という意味があります。

「地域福祉」とは、地域におけるすべての人々の「幸福」を実現するために、あらゆる主体がお互いに協力し、支えあい、社会づくりに取り組むことです。

私たちが住んでいる地域には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育てをしている人、何か助けを必要としている人等、あらゆる人々がさまざまな悩みや課題を抱え、暮らしています。

地域福祉では、そのような悩みや課題について、お互いに支えあい、力をあわせて助けあうことで、誰もが幸せに、安心して暮らせる地域を目指します。



## 2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるように、解決すべき生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みや、発生した課題をどのように解決していくのかを定めるものです。

地域福祉計画を進めていくためには、行政による公的な福祉サービスだけではなく、住民や事業者、地域で活動する団体等、さまざまな担い手が集まり、地域の福祉課題を把握し、その解決のために、自分たちにできることやみんなと協力して行うこと（「自助」「互助」「共助」「公助」）を一人ひとりが考え、実際に取り組むことが重要です。

### ＜「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方＞

| 区分 | 主体                                              | 内容                                                                           |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 自助 | 住民<br>(自分・家族)                                   | 個人や家族による支えあい、助けあい                                                            |
| 互助 | 地域※2<br>(社会福祉協議会、<br>民生委員・児童委員※3、<br>ボランティア団体等) | 隣近所に住む人たちや友人等の身近な人間関係、<br>ボランティア等との連携の中での自発的な支えあい、助けあい                       |
| 共助 |                                                 | 社会保険制度や医療、年金、介護保険制度等の制度化された支えあい、助けあい                                         |
| 公助 | 行政<br>(役場、警察、消防等<br>の行政機関)                      | 保健、福祉、医療その他の関連する施策に基づいた、行政機関<br>による公的な福祉サービスの提供や地域における福祉活動（自<br>助・互助・共助）への支援 |

※2 地域とは、区・町内会、旧小学校区、中学校区等を含めた広い範囲を指します。

※3 民生委員・児童委員とは、民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職です。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。

### 3) 計画の法的根拠

社会福祉法第4条では、地域住民等は地域福祉の推進に努めなければならないと規定されています。

また、本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画で、高齢者や障がいのある人、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や、福祉サービスの適切な利用の推進、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を一体的に定める計画となっています。

#### 社会福祉法（抄）

##### 【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### 【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

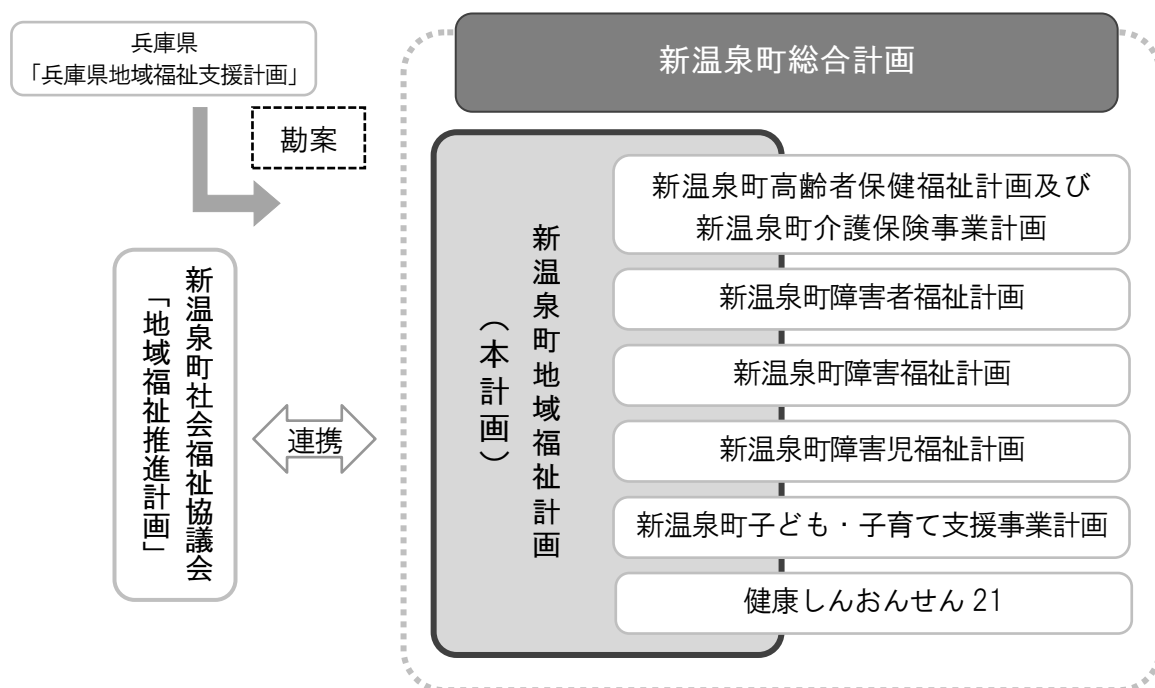
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（平成30年4月1日施行）

## 4) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次新温泉町総合計画」を上位計画とし、個別計画である「新温泉町高齢者保健福祉計画及び新温泉町介護保険事業計画」「新温泉町障害者福祉計画」「新温泉町障害福祉計画」「新温泉町障害児福祉計画」「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」「健康しんおんせん 21」を包括する福祉の基本計画とします。

また、新温泉町社会福祉協議会が策定する、民間団体の行動計画である「地域福祉推進計画」とも連携を図り、一体的に地域福祉を推進していきます。



## 5) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。国や県の計画の変更、社会情勢の変化等により計画の変更が必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

|                                     | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>(2019)<br>年度 | 平成 32<br>(2020)<br>年度 | 平成 33<br>(2021)<br>年度 | 平成 34<br>(2022)<br>年度 | 平成 35<br>(2023)<br>年度 | 平成 36<br>(2024)<br>年度 | 平成 37<br>(2025)<br>年度 | 平成 38<br>(2026)<br>年度 | 平成 39<br>(2027)<br>年度 |
|-------------------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 新温泉町総合計画                            | 第 2 次       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町地域福祉計画<br>（本計画）                 | 第 2 次       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町高齢者保健<br>福祉計画及び新温泉町<br>介護保険事業計画 | 第 7 期       |                       | 第 8 期                 |                       |                       | 第 9 期                 |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町障害者福祉計画                         | 第 3 期       |                       |                       |                       |                       | 第 4 期                 |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町障害福祉計画                          | 第 5 期       |                       | 第 6 期                 |                       |                       | 第 7 期                 |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町障害児福祉計画                         | 第 1 期       |                       | 第 2 期                 |                       |                       | 第 3 期                 |                       |                       |                       |                       |
| 新温泉町子ども・<br>子育て支援事業計画               | 第 1 期       | 第 2 期                 |                       |                       |                       |                       | 第 3 期                 |                       |                       |                       |
| 健康しんおんせん 21                         | 第 2 次       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |                       |

### 3 計画の策定体制と流れ

#### 1) 第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、福祉団体の代表者、社会福祉施設の代表者、行政機関及び公共的団体の代表者等 13 名で構成された「第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会」において、計画について審議を行いました。

#### 2) アンケート調査の実施

町内にお住みの 18 歳以上の人 1,000 人を対象に、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施し、福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言を広くお聞きし、計画に反映しました。

- 調査地域：新温泉町全域
- 調査対象者：町内にお住みの 18 歳以上の人 1,000 人を無作為抽出
- 調査期間：平成 29 年 8 月 29 日（火）～平成 29 年 9 月 11 日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

| 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------------|-------|-------|
| 1,000 人         | 487 人 | 48.7% |

※有効回収数は、回収期限を過ぎたものも含む

#### 3) 団体ヒアリング調査の実施

福祉関係機関・団体を対象にヒアリング調査を実施し、本町の地域福祉にかかる現状や今後の課題等に関するご意見をうかがいました。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象団体 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新温泉町自治連合会</li><li>・新温泉町民生委員児童委員協議会</li><li>・新温泉町すこやかクラブ連合会</li><li>・新温泉町身体障害者福祉協会</li><li>・新温泉町子ども会育成連絡協議会</li><li>・新温泉町社会福祉協議会</li><li>・新温泉町婦人会</li><li>・新温泉町手をつなぐ育成会</li><li>・特定非営利法人サポートのぎく</li><li>・温泉地域消費者の会</li></ul> |
| 調査時期   | 平成 29 年 9 月                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、町の政策を定める際に、住民からの意見を政策形成に反映させるため、その原案を住民に公表し、それに対する意見や提案を原案に活かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。本計画に対する意見を住民等に広く求めるため、平成30年2月にパブリックコメントを実施しました。

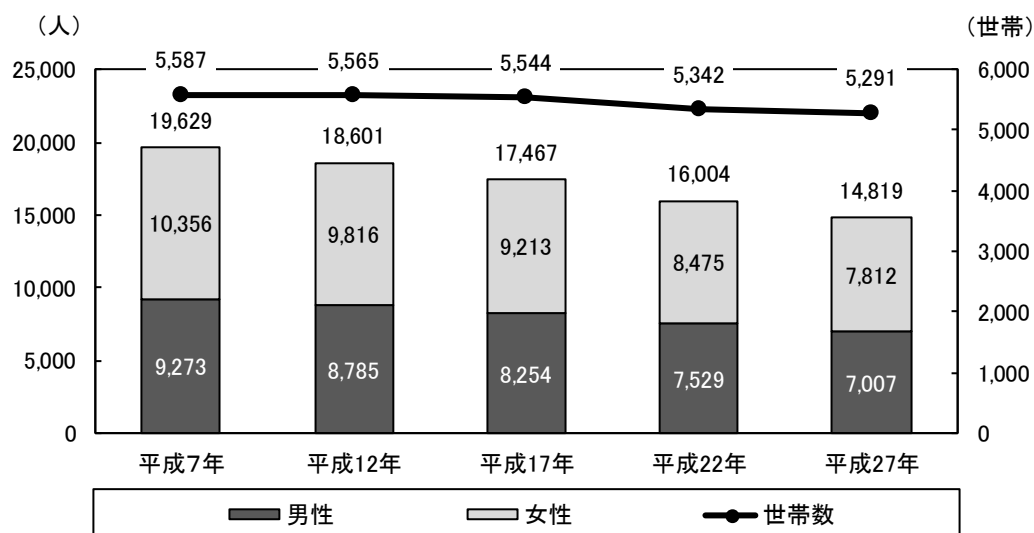
## 1 統計データからみる現状

## 1) 人口等の推移

## ① 総人口・世帯

総人口及び世帯数の推移をみると、ともに平成7年から平成27年にかけて減少しており、平成27年には、総人口は14,819人、世帯数は5,291世帯となっています。

## ■ 総人口・世帯数の推移

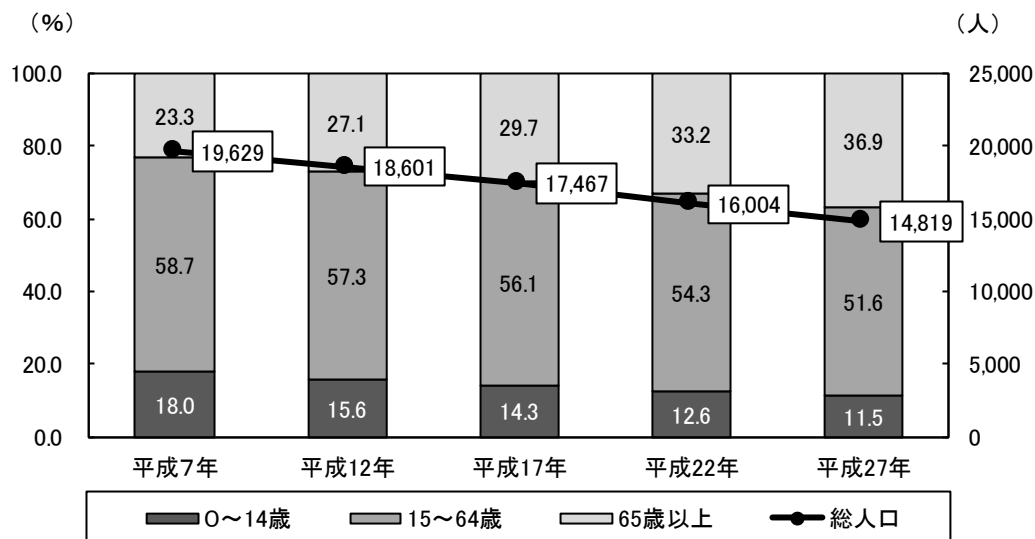


資料：国勢調査

## ②人口構成比

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しています。平成27年には、高齢者人口の割合は36.9%となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口構成比の推移

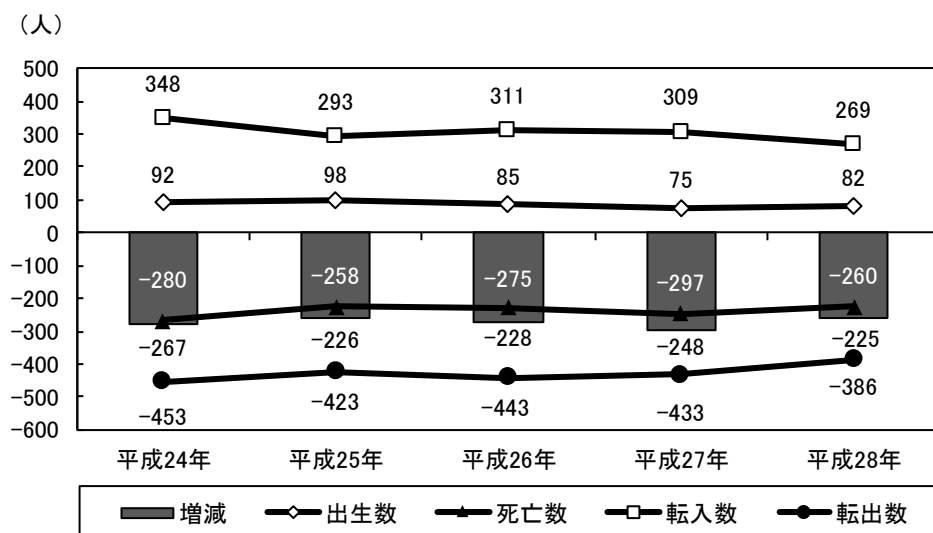


資料：国勢調査  
(平成22年、平成27年は年齢不詳を除く)

## ③人口動態

人口動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、自然動態は減少しています。また、転出数が転入数を上回り、社会動態は減少しています。自然動態と社会動態の増減をあわせた人口動態をみると、毎年250人から300人程度の減少がみられます。

■人口動態の推移

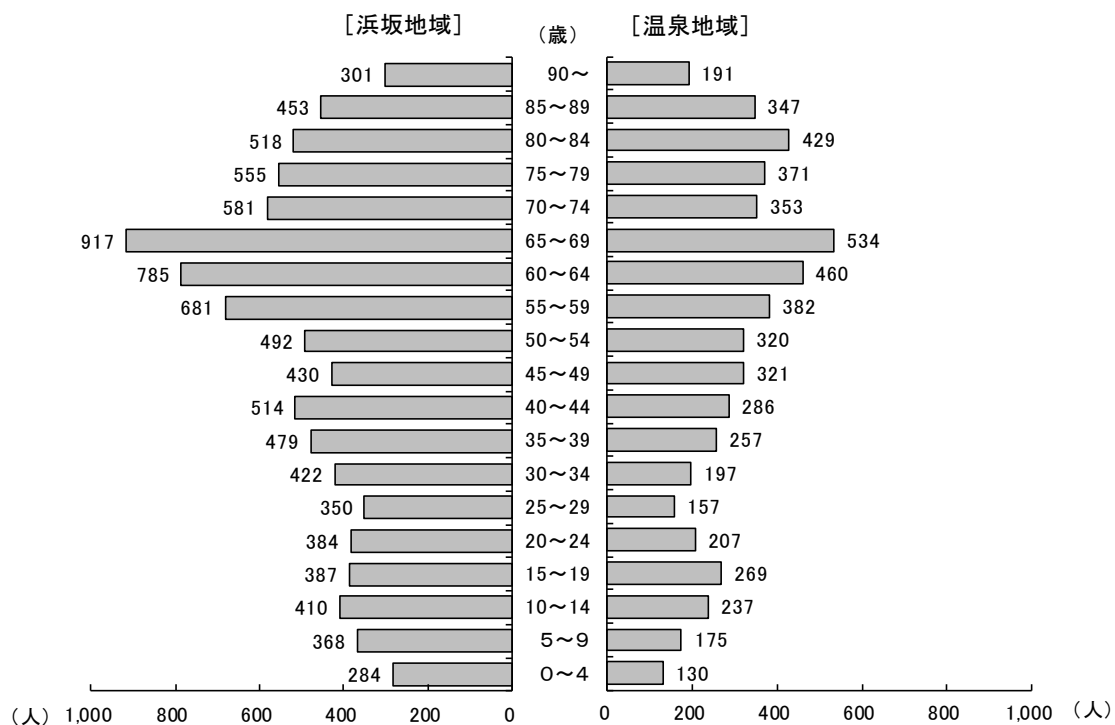


資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

#### ④現在と 10 年後（推計）の年齢別人口

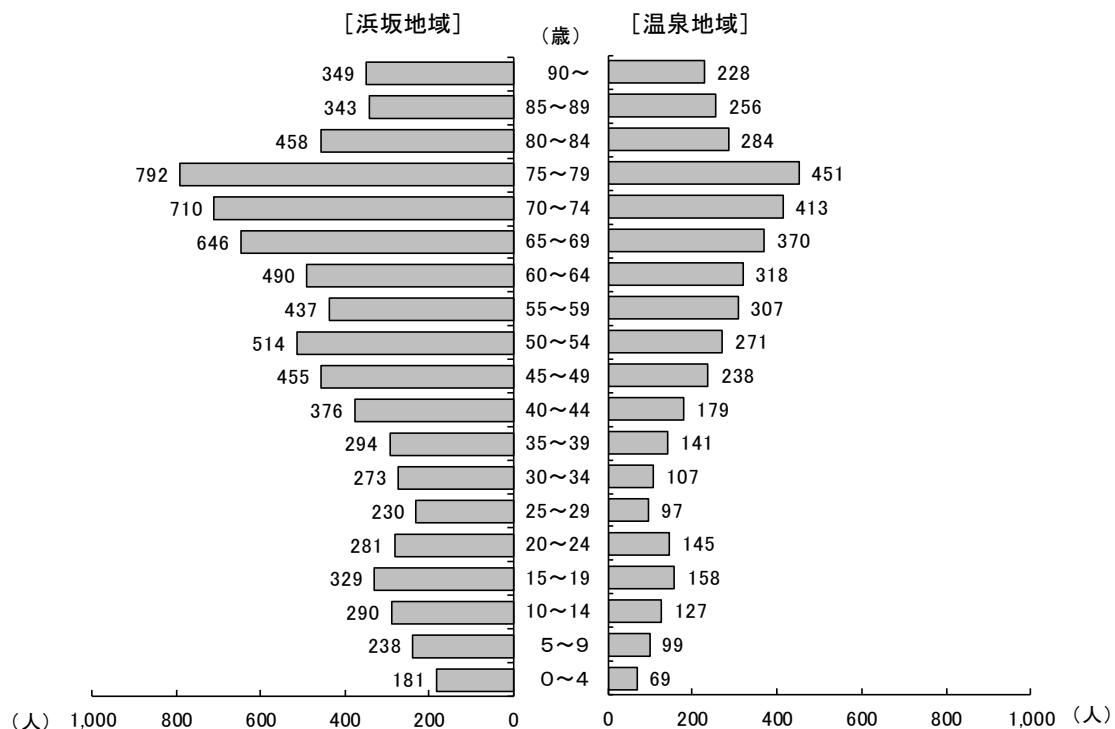
平成 29 年の人口と平成 39（2027）年の推計人口についてみると、平成 29 年では 65～69 歳の人口が最も多く、平成 39（2027）年では 75～79 歳の人口が最も多くなることが予想されます。

##### ■平成 29 年時点人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 29 年 9 月 30 日現在）

##### ■平成 39（2027）年推計人口ピラミッド



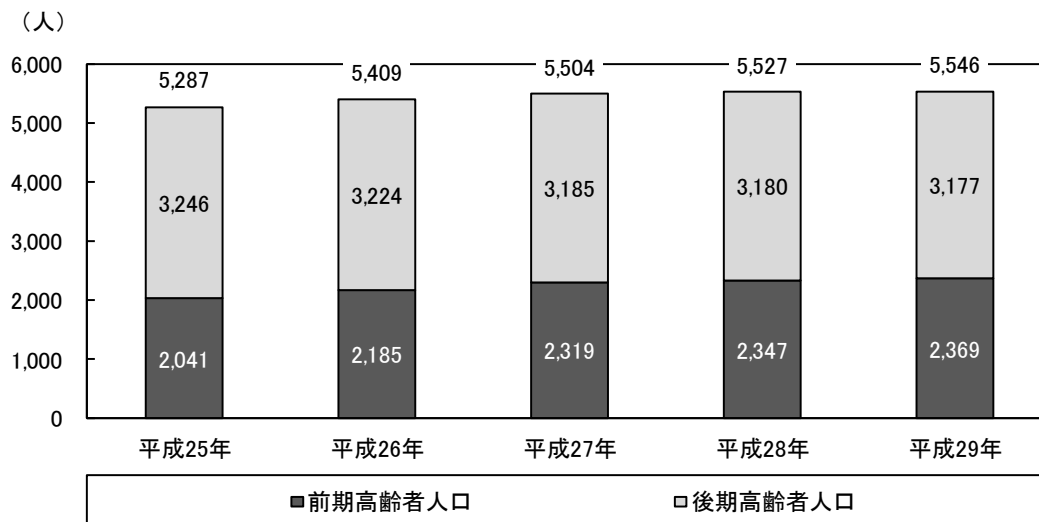
資料：コーホート変化率法による推計人口  
（平成 25 年～平成 29 年の 9 月 30 日現在の住民基本台帳を基準値として採用）

## 2) 高齢者の状況

### ① 高齢者人口

高齢者人口の推移をみると、平成 25 年から平成 29 年にかけて前期高齢者人口は増加している一方で、後期高齢者人口は減少しており、平成 29 年で前期高齢者は 2,369 人、後期高齢者は 3,177 人となっています。

#### ■ 高齢者人口の推移

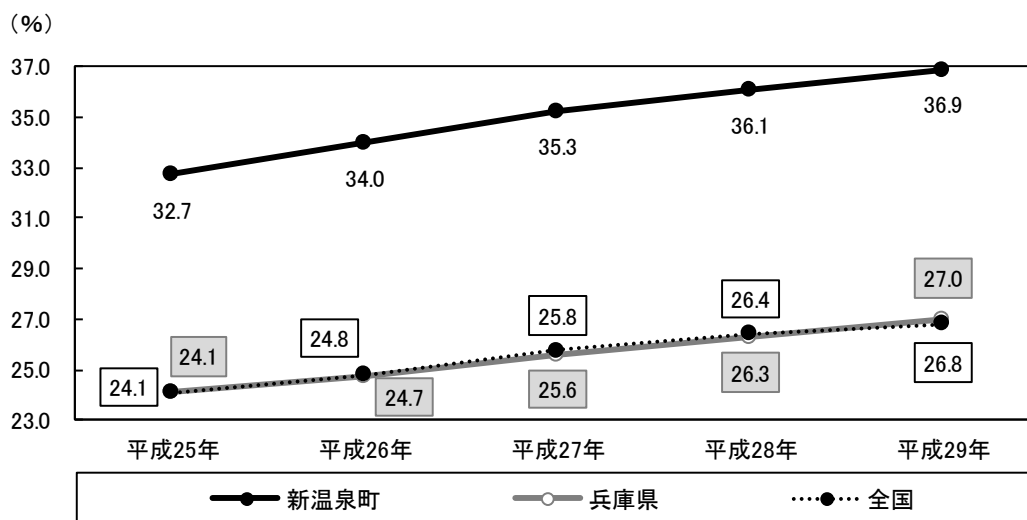


資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

### ② 高齢化率

高齢化率の推移をみると、平成 25 年から平成 29 年にかけて上昇し、平成 29 年で 36.9%となっています。国や県と比較すると、大きく上回っており、平成 25 年以降その差も広がっています。

#### ■ 高齢化率の推移

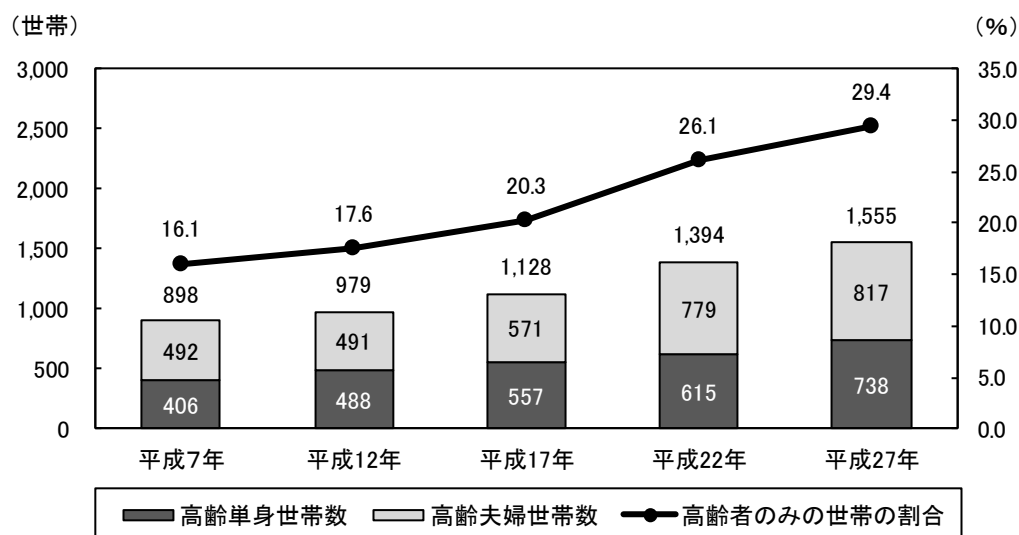


資料：住民基本台帳  
 (町) 各年 3 月 31 日現在  
 (国・県) 平成 25 年は 3 月 31 日現在、平成 26～平成 29 年は 1 月 1 日現在

### ③高齢者世帯

高齢者世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数ともに増加傾向となっています。平成27年では、全世帯に対する高齢者のみの世帯の割合は29.4%となっています。

#### ■高齢者世帯数の推移

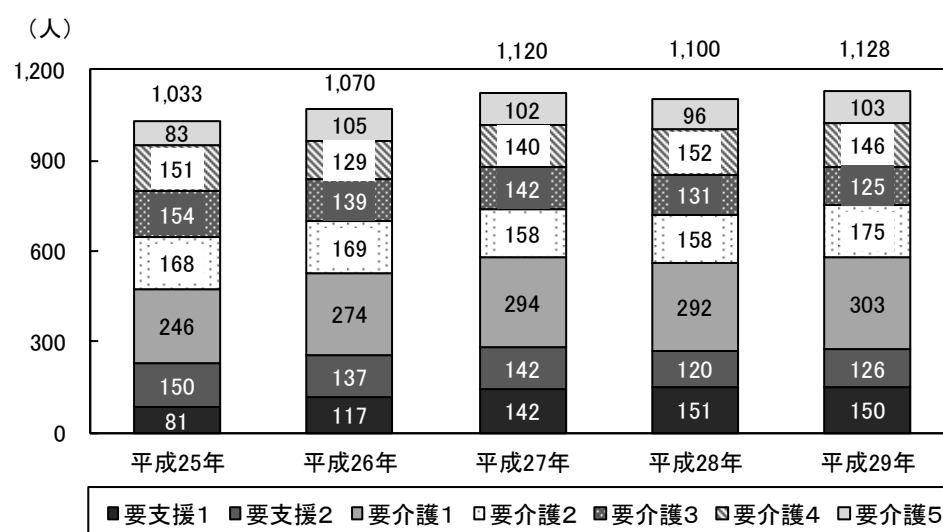


資料：国勢調査

### ④要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成25年から平成29年にかけて増加傾向となっています。中でも、要介護1及び要支援1がおおむね増加で推移しています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



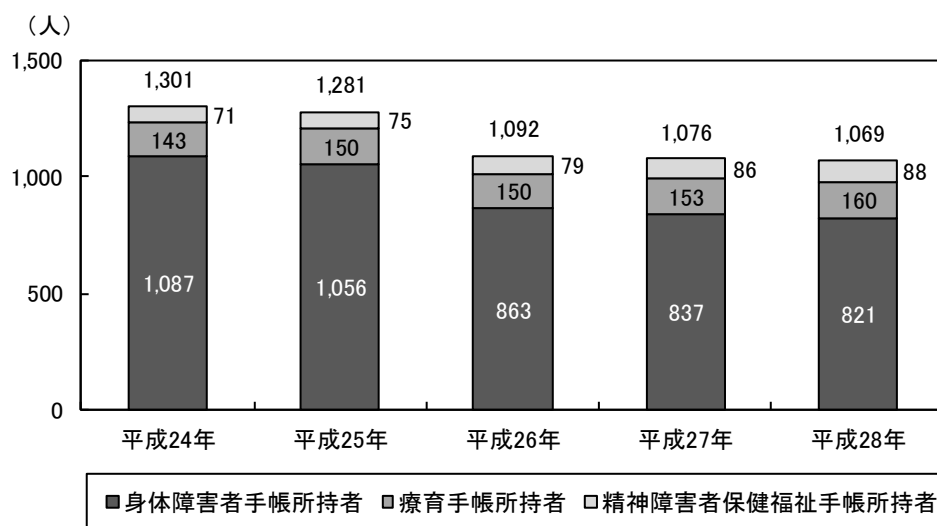
資料：介護保険事業報告（各年9月月報）

### 3) 障がいのある人の状況

#### ①障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成28年にかけて減少しています。身体障害者手帳所持者数は減少している一方で、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

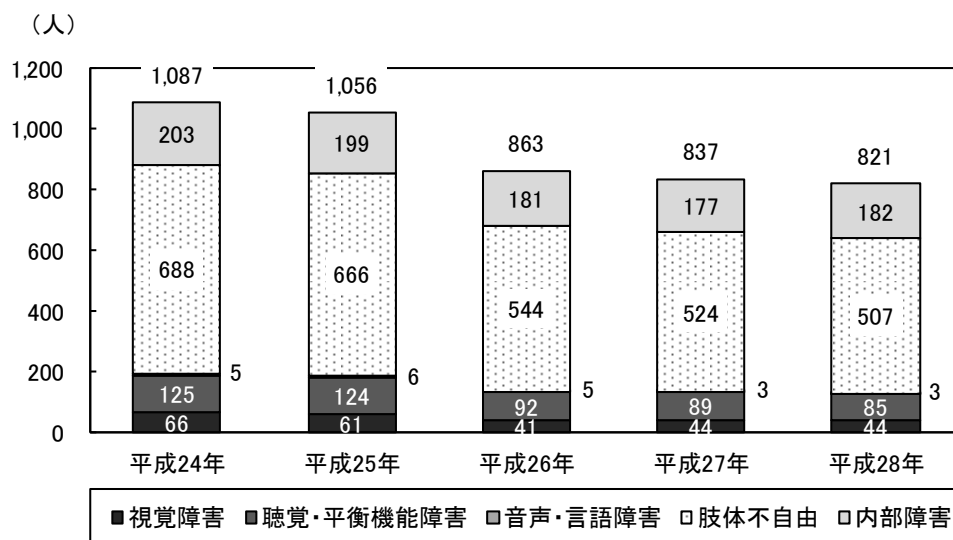


資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

#### ②身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の種類別の推移をみると、平成24年から平成28年にかけて聴覚・平衡機能障害及び肢体不自由は減少傾向となっていますが、そのほかは平成26年以降おおむね横ばいとなっています。

#### ■身体障害者手帳所持者（種類別）数の推移

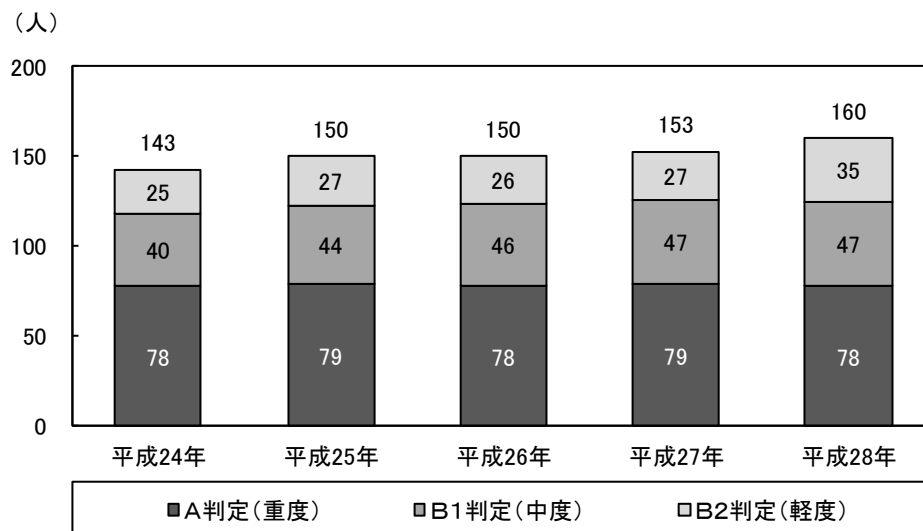


資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

### ③療育手帳所持者

療育手帳所持者数の等級別の推移をみると、平成24年から平成28年にかけてA判定（重度）は横ばいとなっていますが、そのほかは増加傾向となっています。

#### ■療育手帳所持者（等級別）数の推移

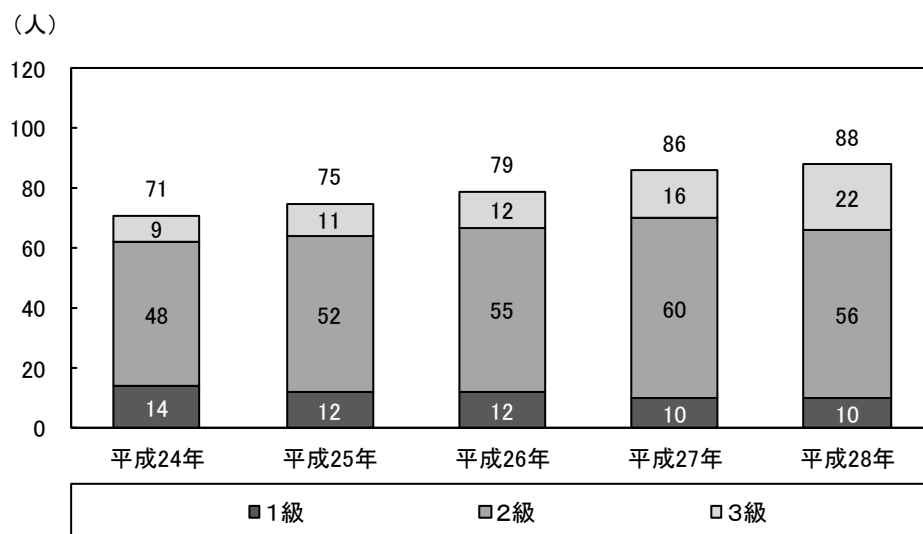


資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

### ④精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、2級は平成24年から平成27年にかけて増加し、平成28年で減少しています。平成24年から平成28年にかけて3級は増加している一方で、1級は減少傾向となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）数の推移

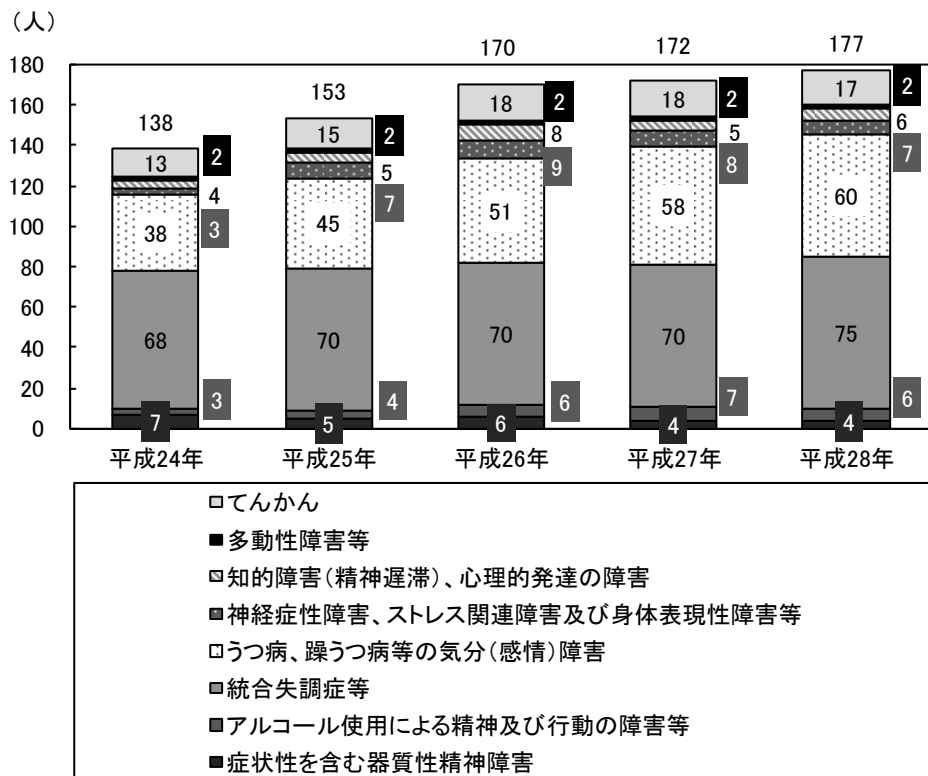


資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

## ⑤自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、平成24年から平成28年にかけて増加しています。統合失調症等及びうつ病、躁うつ病等の気分（感情）障害は増加傾向となっていますが、そのほかはおおむね横ばいとなっています。

### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

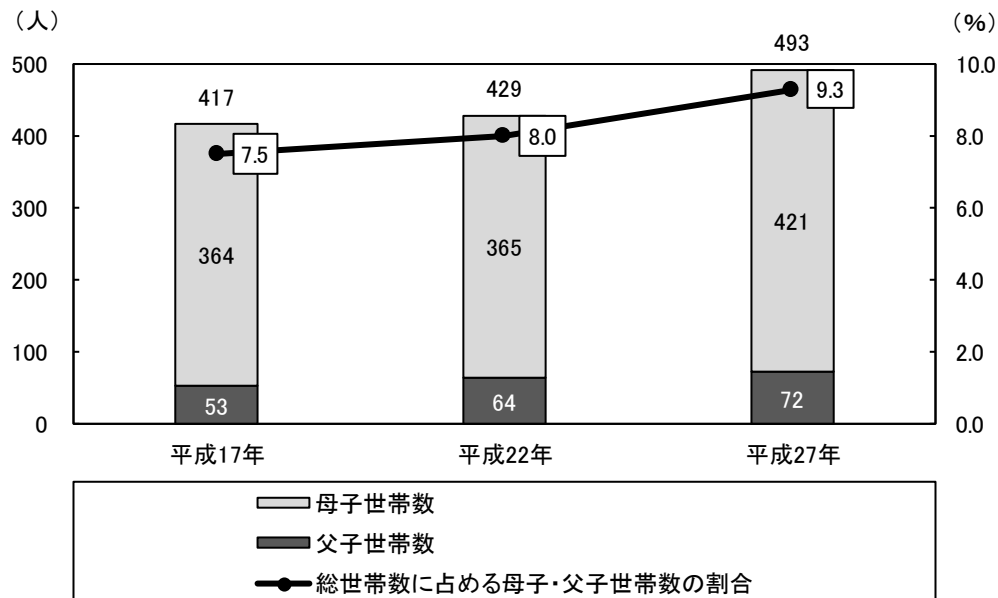


資料：新温泉町健康福祉課（各年4月1日現在）

## 4) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数の推移をみると、平成17年から平成27年にかけて増加しています。総世帯数に占める母子・父子世帯数の割合は、平成27年で9.3%となっています。

■ひとり親家庭数の推移

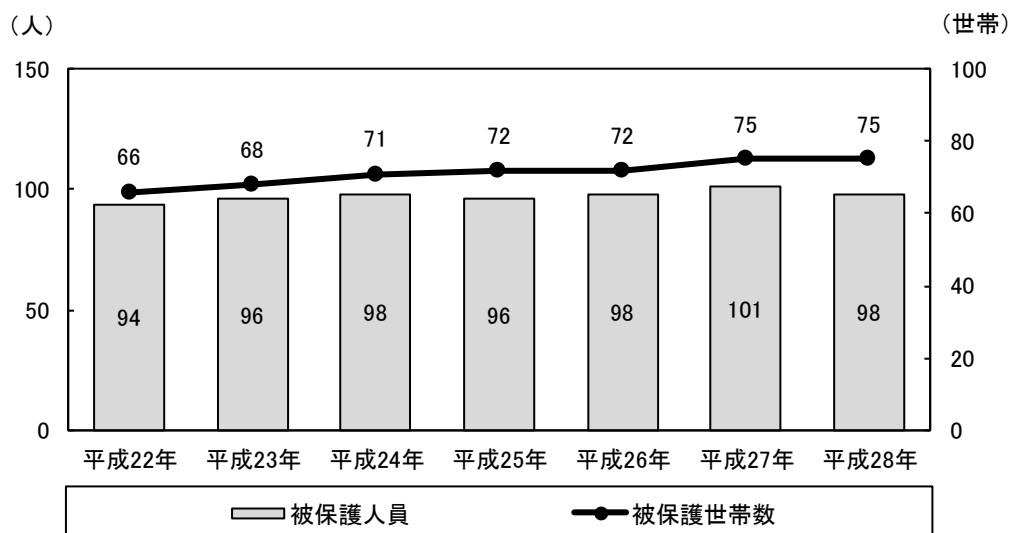


資料：国勢調査

## 5) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者数の推移をみると、平成22年から平成28年にかけて被保護人員はおおむね横ばいとなっていますが、被保護世帯数はゆるやかに増加しています。

■生活保護受給者数の推移



資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

## 6) 各種福祉関係機関・団体の状況

各種福祉関係機関・団体の状況は、以下のようになっています。

### ■各種福祉関係機関・団体の状況

| 項目                           |            |           | 浜坂地域  | 温泉地域  | 新温泉町(計) |
|------------------------------|------------|-----------|-------|-------|---------|
| 民生委員・児童委員数(人)                |            |           | 26    | 23    | 49      |
| 主任児童委員数(人)                   |            |           | 2     | 2     | 4       |
| 民生・児童協力委員数(人)                |            |           | 52    | 45    | 97      |
| 福祉委員※ <sup>4</sup> (町社協)数(人) |            |           | 57    | 35    | 92      |
| ボランティア                       | 社協<br>登録団体 | グループ数(団体) | 24    | 14    | 38      |
|                              |            | 人数(人)     | 292   | 630   | 922     |
|                              | 活動<br>把握団体 | グループ数(団体) | 28    | 23    | 51      |
|                              |            | 人数(人)     | 1,519 | 1,792 | 3,311   |
|                              | 個人登録者数(人)  |           | 35    | 5     | 40      |

資料：新温泉町健康福祉課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

### ■新温泉町内の福祉関係機関・団体

| 福祉関係機関・団体       | 会員数・利用者数              |
|-----------------|-----------------------|
| 温泉地域消費者の会       | 約 30 人                |
| 新温泉町子ども会育成連絡協議会 | 約 770 人               |
| 新温泉町自治連合会       | 114 自治会               |
| 新温泉町社会福祉協議会     | 約 4,400 世帯            |
| 新温泉町身体障害者福祉協会   | 約 200 人               |
| 新温泉町すこやかクラブ連合会  | 約 2,000 人(54 クラブ)     |
| 新温泉町手をつなぐ育成会    | 約 25 人                |
| 新温泉町婦人会         | 約 140 人               |
| 新温泉町婦人会共励会      | 約 40 人                |
| 新温泉町ボランティア連絡会   | 約 200 人               |
| 新温泉町民生委員児童委員協議会 | 委員 53 人(うち主任児童委員 4 人) |
| 特定非営利法人サポートのぎく  | 約 20 人                |

資料：新温泉町健康福祉課（平成 29 年）

※各種福祉関係機関・団体はそれぞれ 50 音順に掲載しています。

※<sup>4</sup> 福祉委員とは、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすため、①身近な福祉の相談役、②要援護者の見守り役、③要援護者と専門機関との橋渡し役、④福祉のまちづくりのお世話役として、民生委員・児童委員、地域ボランティア、自治会関係者と連携しながら地域の福祉活動を行っています。社会福祉協議会が推進しています。

## 7) 地域別の概要

### ①人口・世帯

人口・世帯数を地域別にみると、以下のようになっています。

#### ■地域別の人口・世帯数

| 項 目              | 浜坂地域  | 温泉地域  | 新温泉町(計) |
|------------------|-------|-------|---------|
| 地域別総世帯数(世帯)      | 3,669 | 2,069 | 5,738   |
| 構成比(%)           | 63.9  | 36.1  | 100.0   |
| 地域別総人口(人)        | 9,345 | 5,673 | 15,018  |
| 構成比(%)           | 62.2  | 37.8  | 100.0   |
| 15歳未満人口(人)       | 1,133 | 601   | 1,734   |
| 地域別総人口に占める割合(%)  | 12.1  | 10.6  | 11.5    |
| 65歳以上人口(人)       | 3,315 | 2,231 | 5,546   |
| 地域別総人口に占める割合(%)  | 35.5  | 39.3  | 36.9    |
| 75歳以上人口(人)       | 1,833 | 1,344 | 3,177   |
| 地域別総人口に占める割合(%)  | 19.6  | 23.7  | 21.2    |
| 高齢者世帯数(世帯)       | 1,236 | 740   | 1,976   |
| 地域別総世帯数に占める割合(%) | 33.7  | 35.8  | 34.4    |
| 高齢単身世帯数(世帯)      | 704   | 418   | 1,122   |
| 高齢夫婦世帯数(世帯)      | 478   | 285   | 763     |

資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）

### ②行政区

行政区数を地域別にみると、以下のようになっています。

#### ■地域別の行政区数

| 項 目    | 浜坂地域              | 温泉地域 | 新温泉町(計) |
|--------|-------------------|------|---------|
| 区・町内会数 | 82<br>(うち町内会数 55) | 33   | 115     |

資料：新温泉町町民課（平成29年4月1日現在）

③要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況

要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況を地域別にみると、以下のようになっています。

■地域別の要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況

(人)

| 項 目            |        | 浜坂地域 | 温泉地域 | 新温泉町(計) |
|----------------|--------|------|------|---------|
| 要支援・要介護認定者     | 要支援1   | 90   | 61   | 151     |
|                | 要支援2   | 71   | 52   | 123     |
|                | 要支援認定者 | 161  | 113  | 274     |
|                | 要介護1   | 170  | 122  | 292     |
|                | 要介護2   | 110  | 57   | 167     |
|                | 要介護3   | 73   | 52   | 125     |
|                | 要介護4   | 98   | 53   | 151     |
|                | 要介護5   | 51   | 42   | 93      |
|                | 要介護認定者 | 502  | 326  | 828     |
|                | 合計     | 663  | 439  | 1,102   |
| 身体障害者手帳所持者     |        | 469  | 336  | 805     |
| 療育手帳所持者        |        | 96   | 70   | 166     |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 |        | 61   | 44   | 105     |

資料：新温泉町健康福祉課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

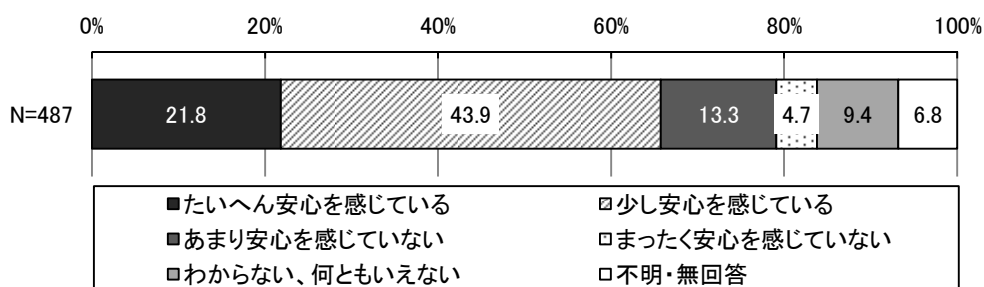
## 2 アンケート調査結果からみる現状

### 1) 住んでいる地域とのかかわりなどについて

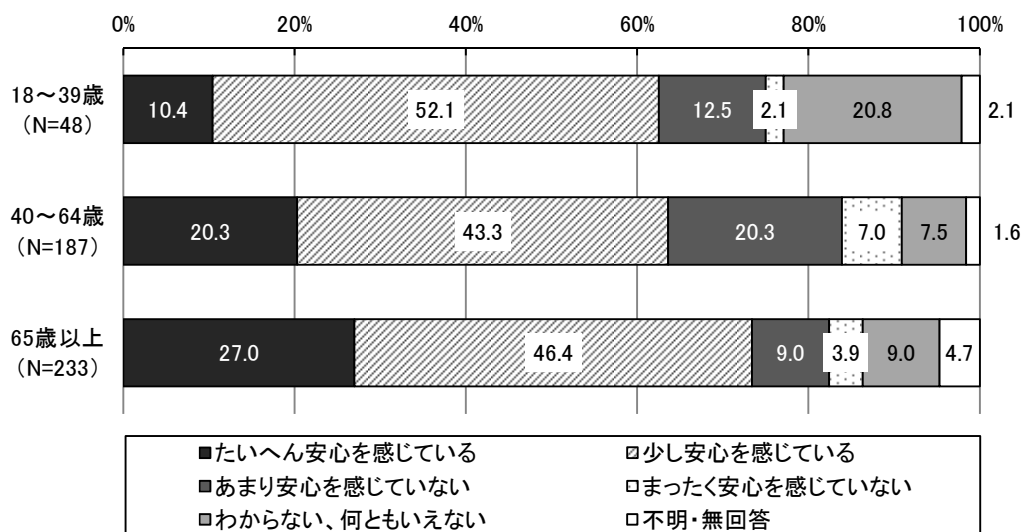
#### ①地域に安心を感じているか

〔問7(1) あなたのお住まいの地域に対するお気持ちについておうかがいします。地域に安心を感じていますか。(1つだけ○)〕

地域に安心を感じているかについてみると、「少し安心を感じている」が43.9%と最も高く、次いで「たいへん安心を感じている」が21.8%、「あまり安心を感じていない」が13.3%となっています。年齢3区分別にみると、年代が高いほど、「たいへん安心を感じている」が高くなっています。



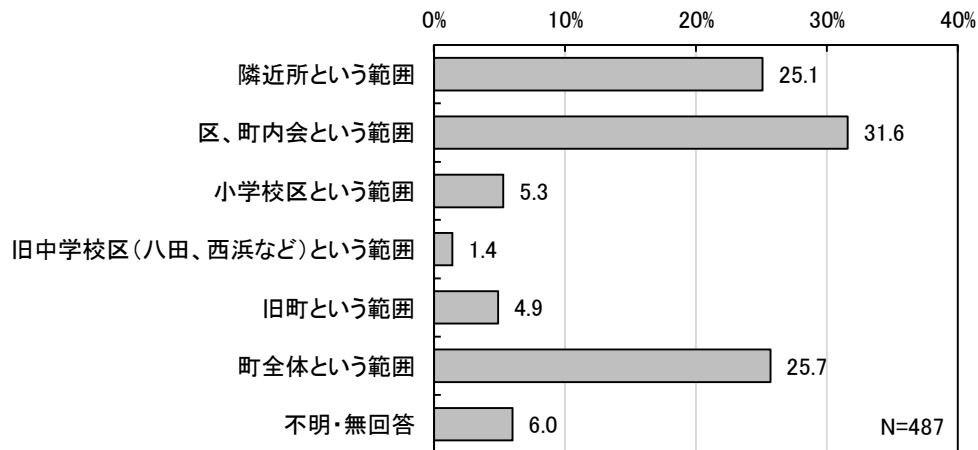
#### 年齢3区分別



## ②「支えあい・助けあう地域」の範囲

〔問9 あなたにとって「支えあい・助けあう地域」とはどの範囲のことをいいますか。(1つだけ○)〕

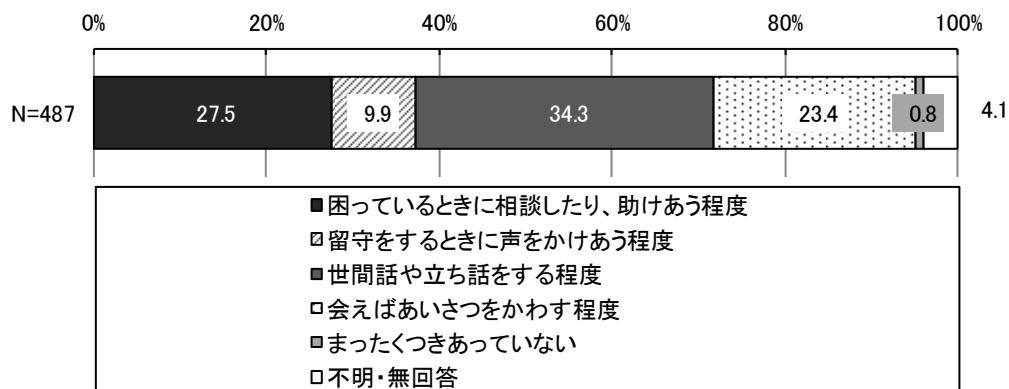
「支えあい・助けあう地域」の範囲についてみると、「区、町内会という範囲」が31.6%と最も高く、次いで「町全体という範囲」が25.7%、「隣近所という範囲」が25.1%となっています。



## ③近所づきあいの程度

〔問10 あなたはご近所とどのようなおつきあいをされていますか。(最も近いものに1つだけ○)〕

近所づきあいの程度についてみると、「世間話や立ち話をする程度」が34.3%と最も高く、次いで「困っているときに相談したり、助けあう程度」が27.5%、「会えばあいさつをかわす程度」が23.4%となっています。

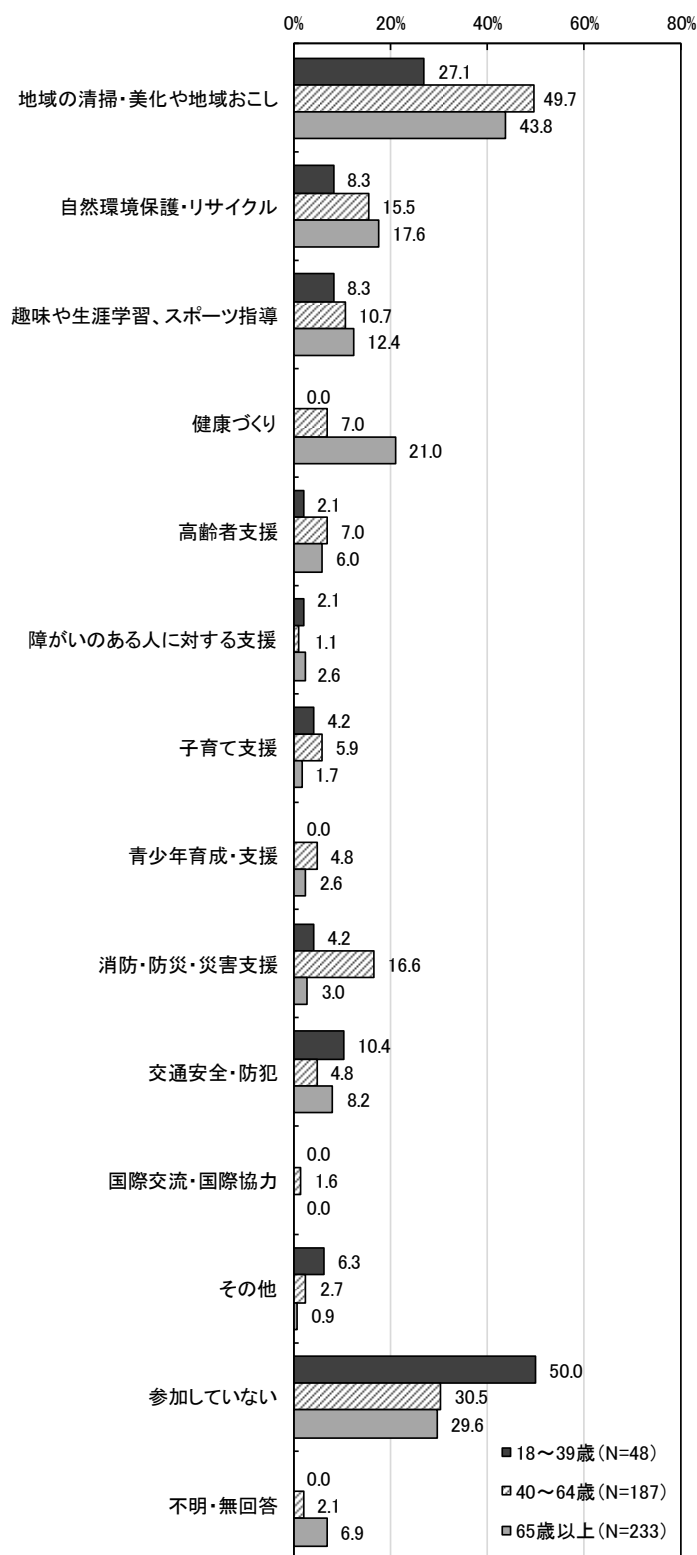


#### ④現在参加している地域活動の分野

〔問 13(1) あなたは現在、どのような分野で地域活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)〕

現在参加している地域活動の分野について、年齢3区分別にみると、18～39歳では「参加していない」、40～64歳、65歳以上では「地域の清掃・美化や地域おこし」が最も高くなっています。

#### 年齢3区分別

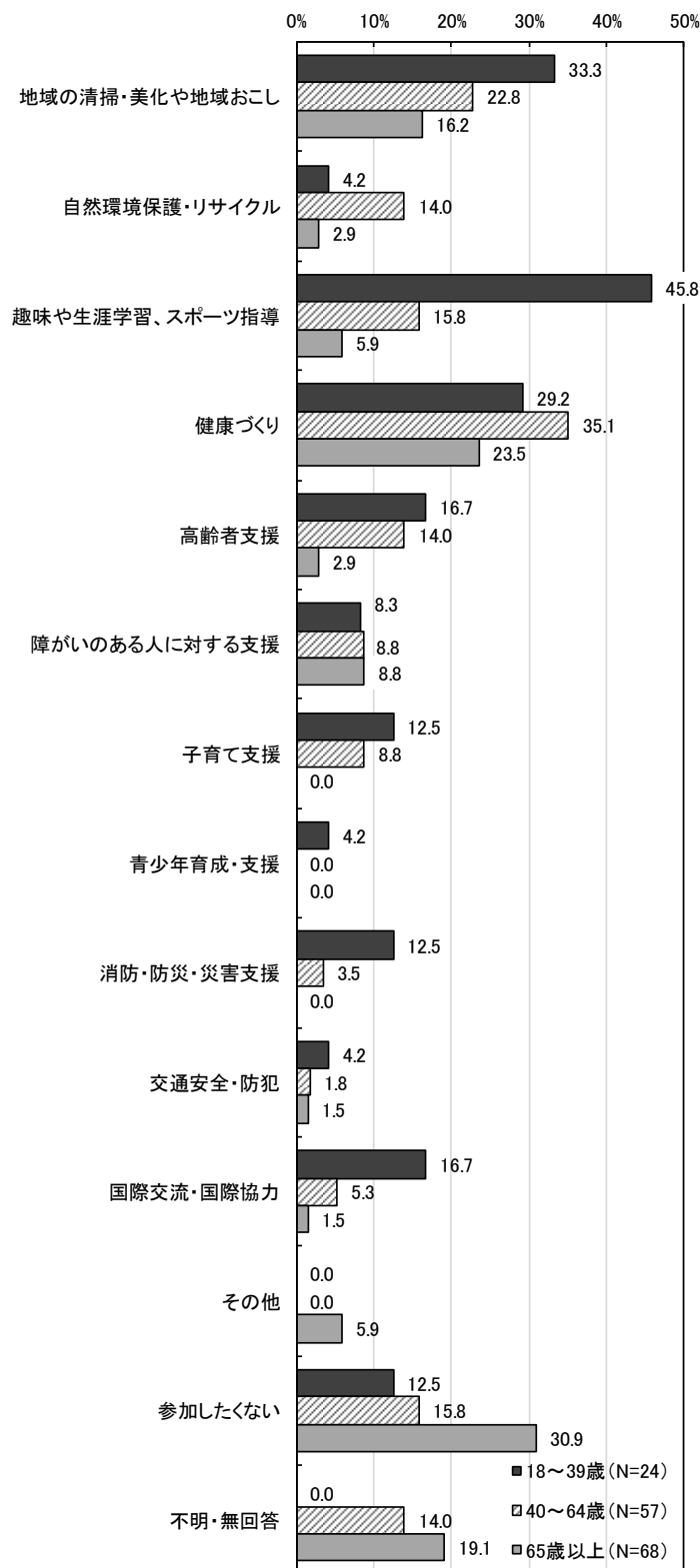


### ⑤今後参加したい地域活動の分野

〔問 13(3) 現在、地域活動に参加していないと答えた方におうかがいします。今後もし参加するとしたら、どの分野に参加したいですか。(あてはまるものすべてに○)〕

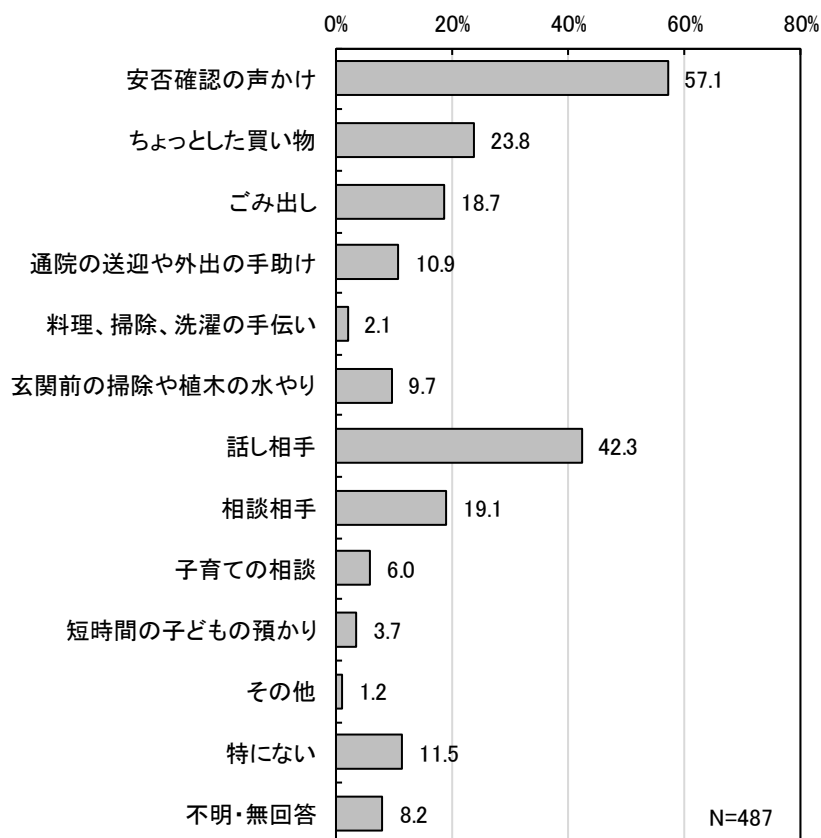
今後参加したい地域活動の分野について、年齢3区分別にみると、18～39歳では「趣味や生涯学習、スポーツ指導」、40～64歳では「健康づくり」、65歳以上では「参加したくない」が最も高くなっています。

#### 年齢3区分別



⑥高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯に対してできること  
 [問 14 あなたが地域で、高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯があったら、できることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)]

高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯に対してできることについてみると、「安否確認の声かけ」が57.1%と最も高く、次いで「話し相手」が42.3%、「ちょっとした買い物」が23.8%となっています。



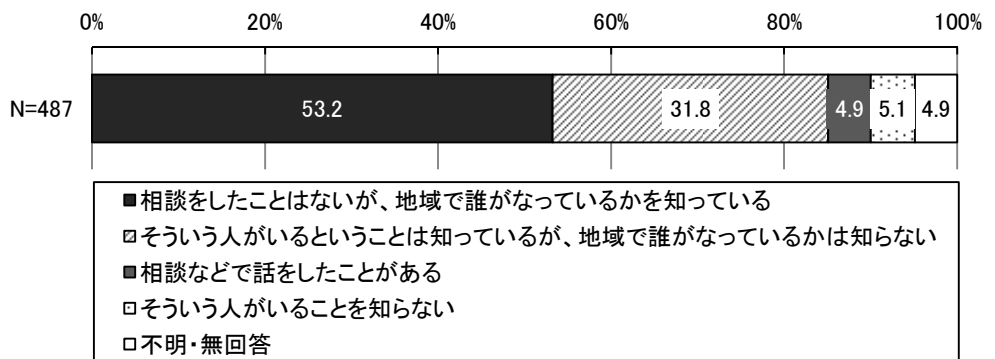
## 2) 地域福祉にかかわる機関や団体などについて

### ① 民生委員・児童委員について知っているか

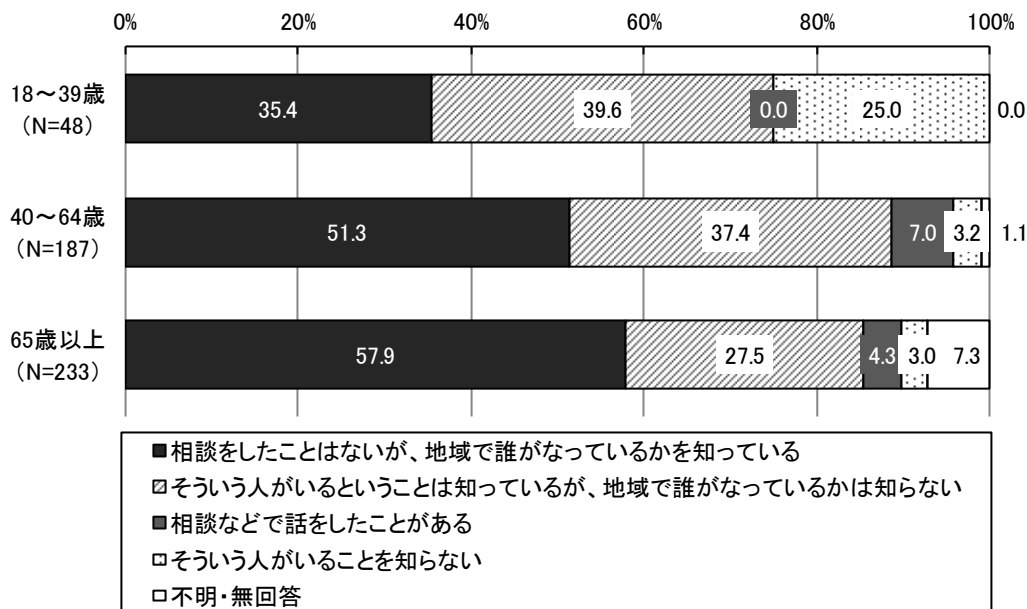
〔問 20 あなたは、民生委員・児童委員について知っていますか。(1つだけ○)〕

民生委員・児童委員について知っているかについてみると、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が 53.2%と最も高く、次いで「そういう人がいるということは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない」が 31.8%、「そういう人がいることを知らない」が 5.1%となっています。

年齢3区分別にみると、年代が高いほど、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が高くなっています。また、「そういう人がいることを知らない」との回答は、18～39 歳で 25.0%と高くなっています。



### 年齢3区分別

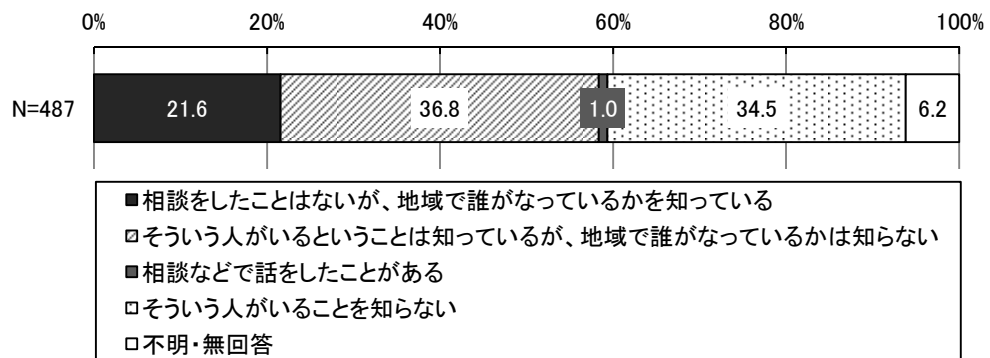


## ②福祉委員について知っているか

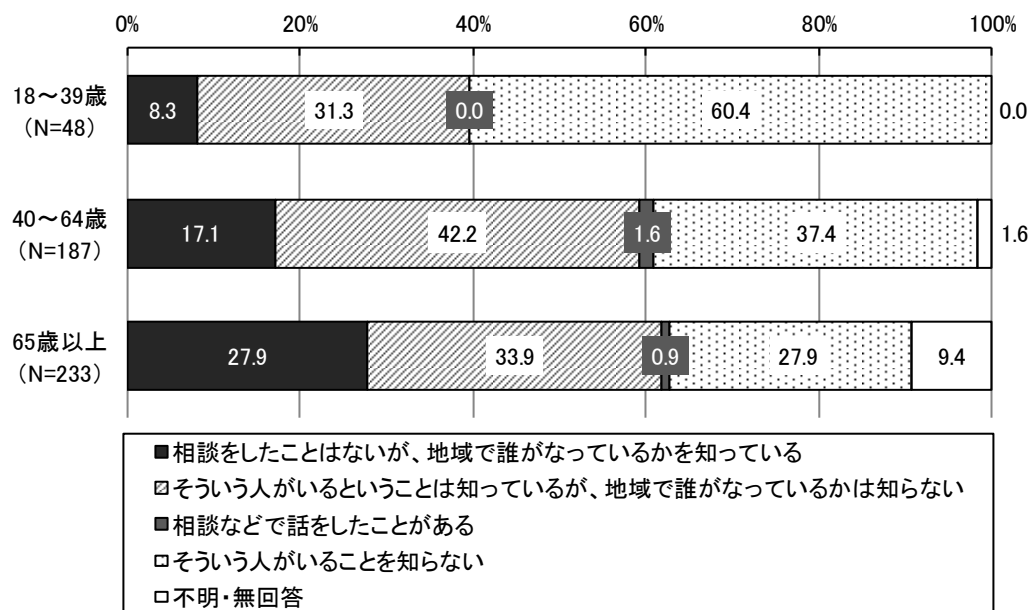
〔問 21 あなたは、福祉委員について知っていますか。(1つだけ○)〕

福祉委員について知っているかについてみると、「そういう人がいるということは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない」が36.8%と最も高く、次いで「そういう人がいることを知らない」が34.5%、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が21.6%となっています。

年齢3区分別にみると、年代が高いほど、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が高くなっています。また、「そういう人がいることを知らない」との回答は、「18～39 歳」で60.4%と高くなっています。



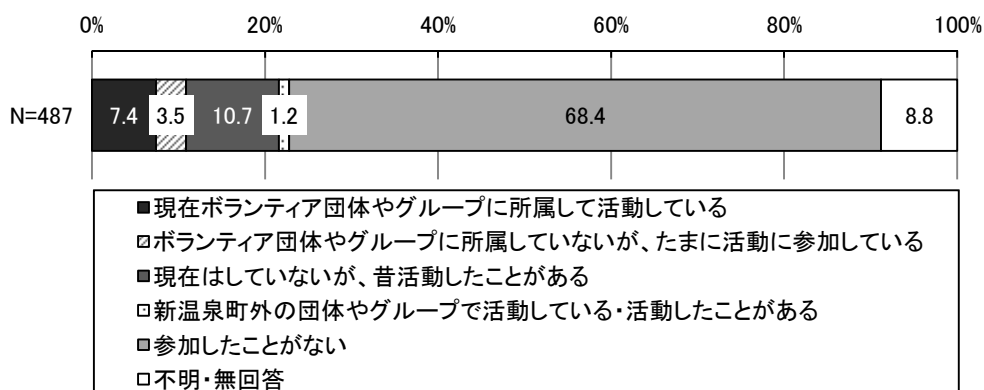
### 年齢3区分別



③新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがあるか

〔問 22(1) あなたは、新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがありますか。(1つだけ○)〕

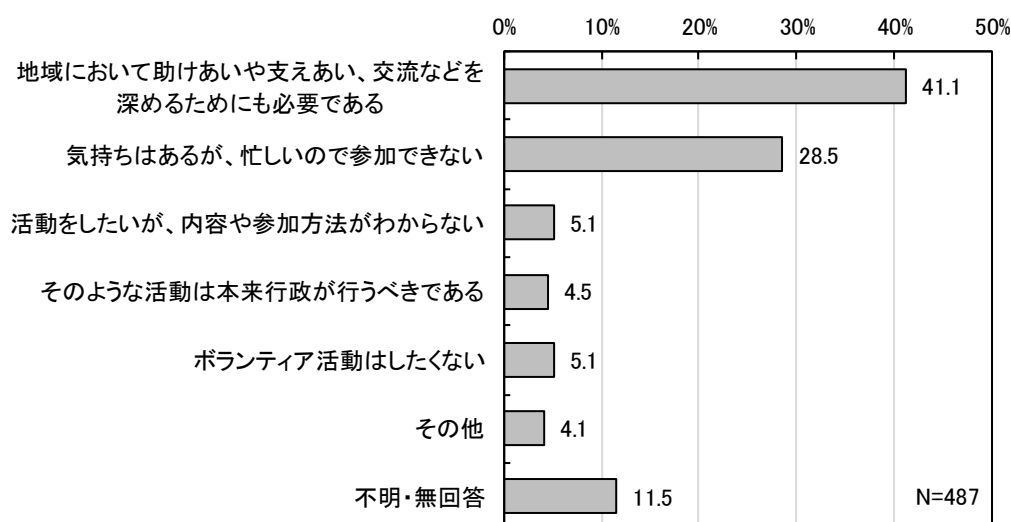
新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがあるかについてみると、「参加したことがない」が68.4%と最も高く、次いで「現在はしていないが、昔活動したことがある」が10.7%、「現在ボランティア団体やグループに所属して活動している」が7.4%となっています。



④ボランティア活動についてどのように思っているか

〔問 23 あなたは、ボランティア活動についてどのように思っていますか。(最も近いものに1つだけ○)〕

ボランティア活動についてどのように思っているかについてみると、「地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である」が41.1%と最も高く、次いで「気持ちはあるが、忙しいので参加できない」が28.5%となっています。

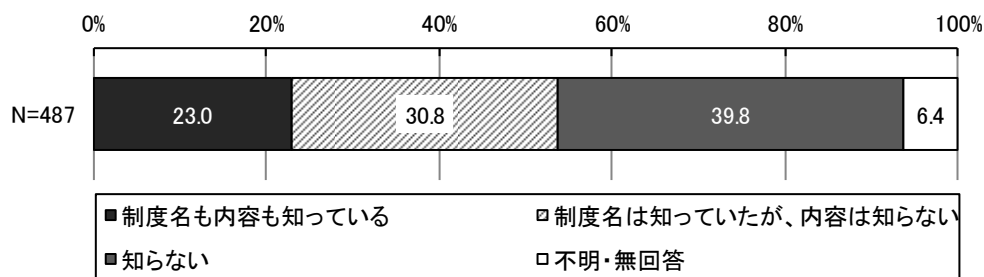


## ⑤「成年後見制度」について知っているか

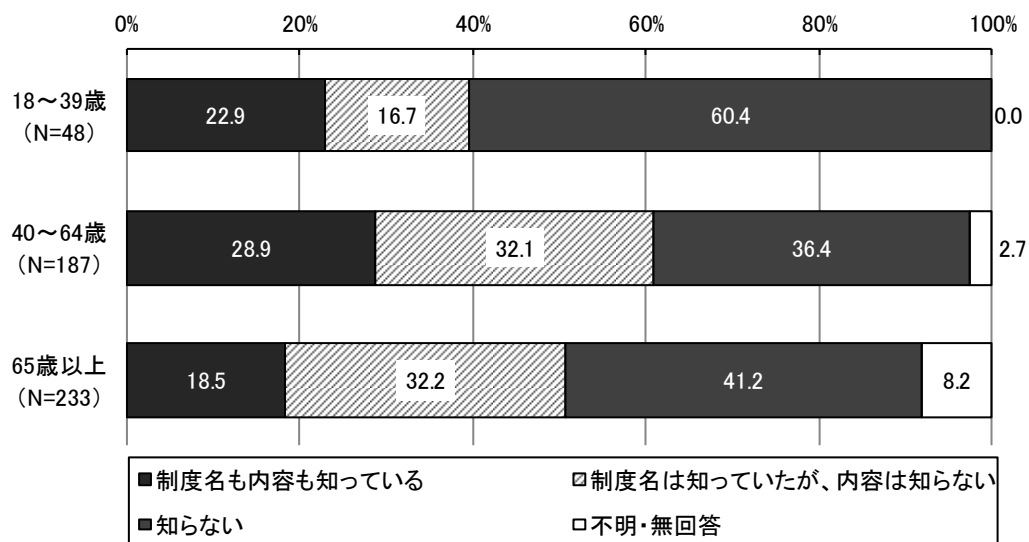
〔問 24 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(1つだけ〇)〕

「成年後見制度」について知っているかについてみると、「知らない」が39.8%と最も高く、次いで「制度名は知っていたが、内容は知らない」が30.8%となっています。

年齢3区分別にみると、「知らない」との回答は、18～39歳で60.4%と高くなっています。



### 年齢3区分別



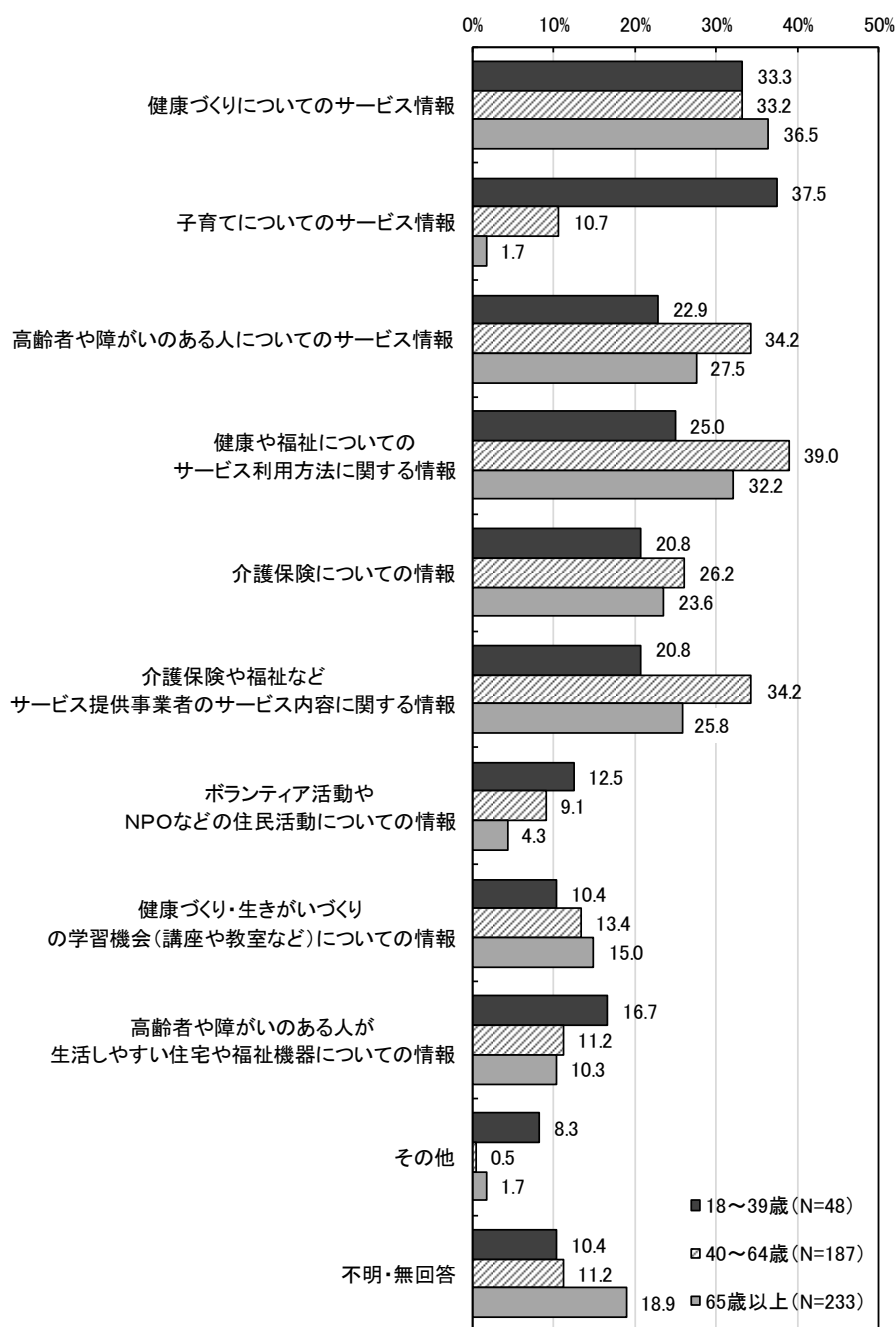
### 3) 健康や福祉について

#### ①健康や福祉について知りたい情報

〔問 27 あなたは健康や福祉について、どのような情報を知りたいですか。(あてはまるものすべてに○)〕

健康や福祉について知りたい情報について、年齢3区分別にみると、「子育てについてのサービス情報」との回答は、18～39 歳で 37.5%と高くなっています。また、「高齢者や障がいのある人についてのサービス情報」「健康や福祉についてのサービス利用方法に関する情報」「介護保険についての情報」「介護保険や福祉などサービス提供事業者のサービス内容に関する情報」との回答は、40～64 歳で高くなっています。

#### 年齢3区分別

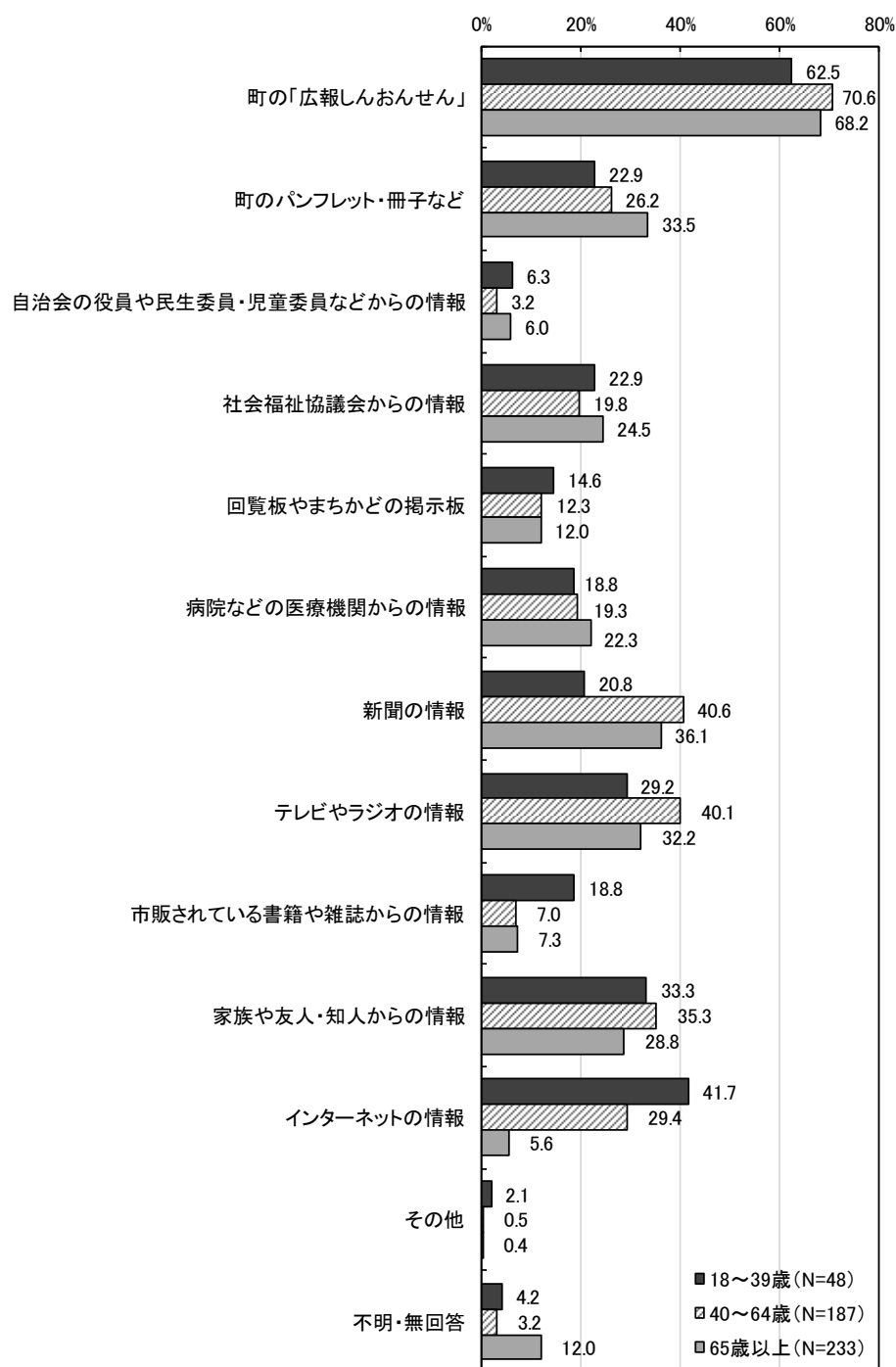


## ②健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるもの

〔問 28 健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)〕

健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるものについて、年齢3区分別にみると、年代が高いほど、「町のパンフレット・冊子など」「病院などの医療機関からの情報」が高くなっています。また、年代が低いほど、「回覧板やまちかどの掲示板」「インターネットの情報」が高くなっています。

### 年齢3区分別

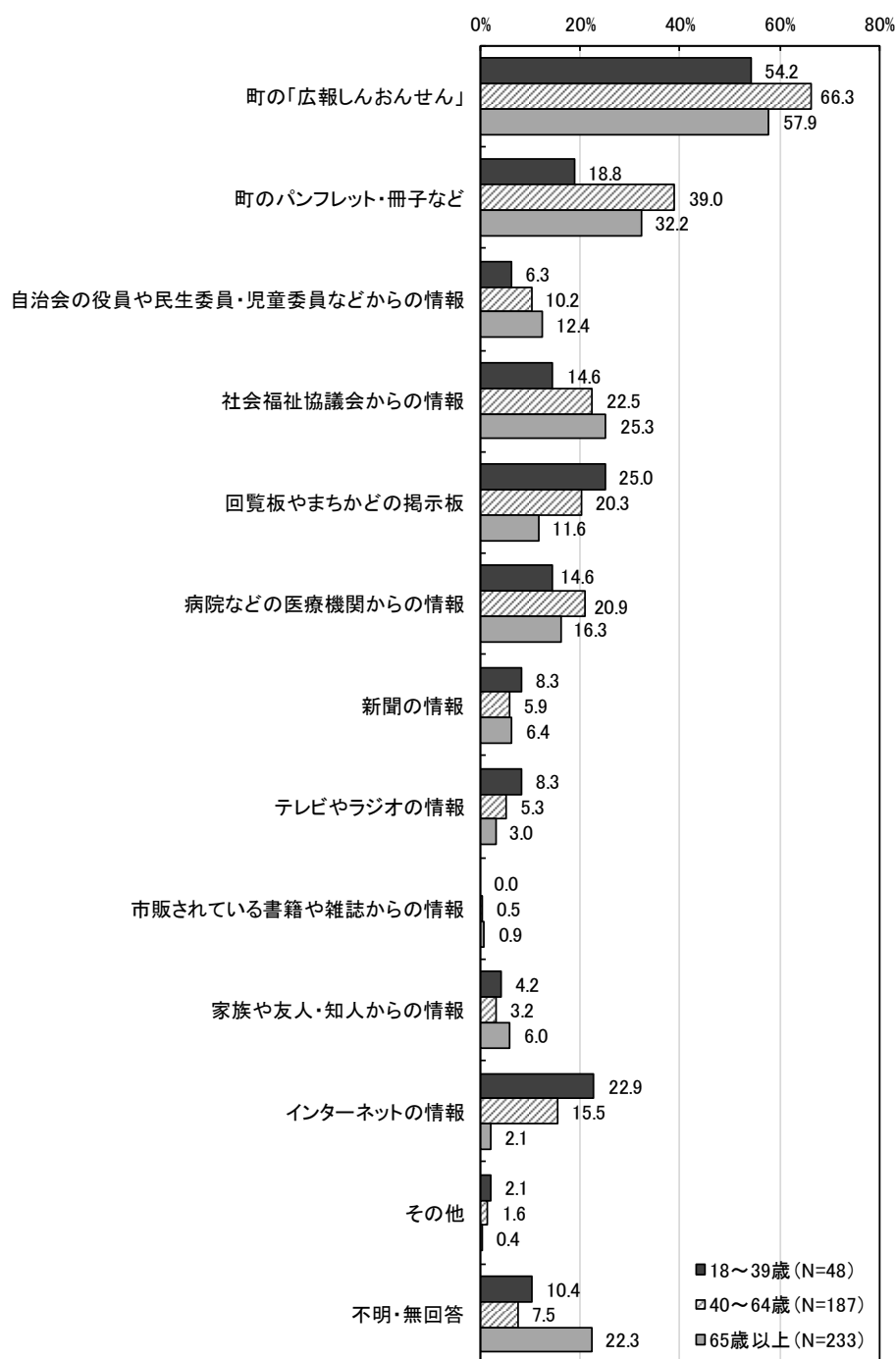


③新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきか

〔問 29 あなたは新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきだと思いますか。(3つまで〇)〕

新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきかについて、年齢3区分別にみると、年代が低いほど、「回覧板やまちかどの掲示板」「テレビやラジオの情報」「インターネットの情報」が高くなっています。

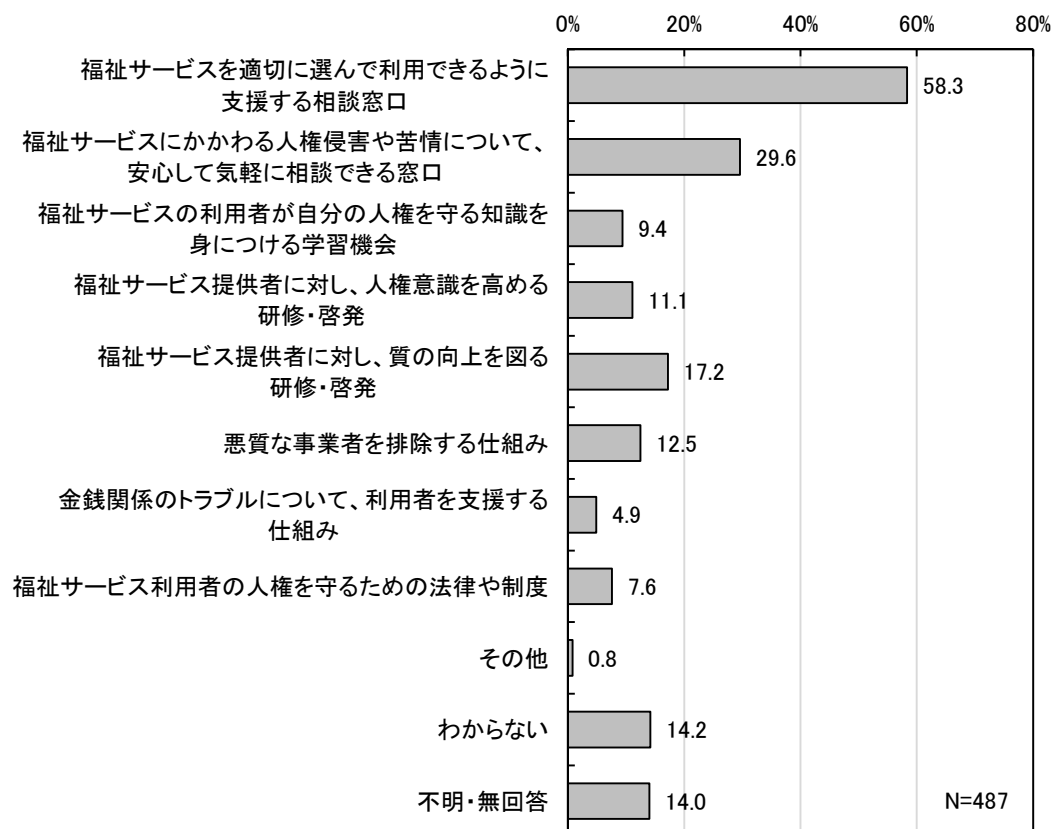
年齢3区分別



④子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするために充実させるべきこと

〔問 30 あなたは、子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするため、どのようなことを充実させるべきだと思いますか。(3つまで○)〕

子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするために充実させるべきことについてみると、「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口」が58.3%と最も高く、次いで「福祉サービスにかかわる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口」が29.6%、「福祉サービス提供者に対し、質の向上を図る研修・啓発」が17.2%となっています。

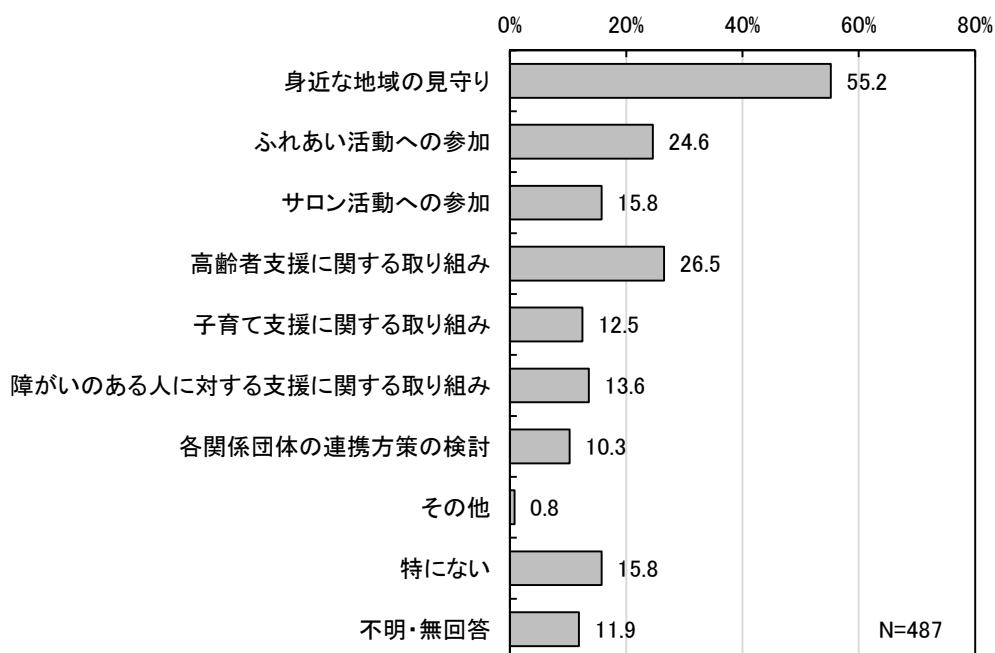


## 4) 地域における支えあいについて

### ①地域における支えあいの仕組みを構築するためにできる取り組み

〔問 31(2) あなたは、地域における支えあいの仕組みを構築するためにどのような取り組みをすることができますか。(あてはまるものすべてに○)〕

地域における支えあいの仕組みを構築するためにできる取り組みについてみると、「身近な地域の見守り」が55.2%と最も高く、次いで「高齢者支援に関する取り組み」が26.5%、「ふれあい活動への参加」が24.6%となっています。

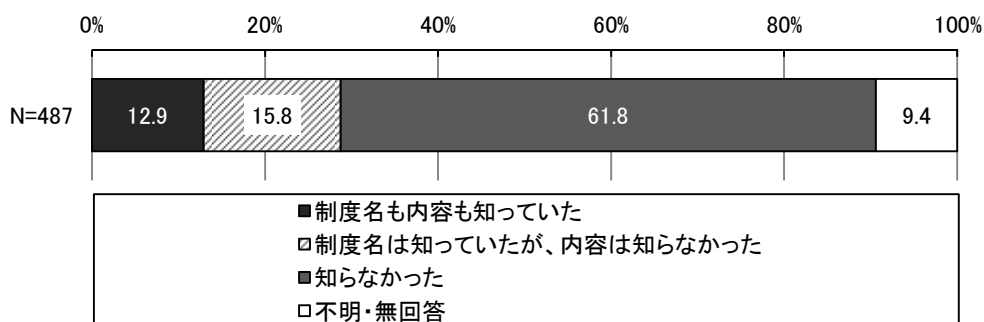


## 5) 避難行動要支援者登録制度について

### ①「避難行動要支援者登録制度」について知っているか

〔問 32(1) あなたは、「避難行動要支援者登録制度」について知っていますか。(1つだけ○)〕

「避難行動要支援者登録制度」について知っているかについてみると、「知らなかった」が61.8%と最も高く、次いで「制度名は知っていたが、内容は知らなかった」が15.8%となっています。

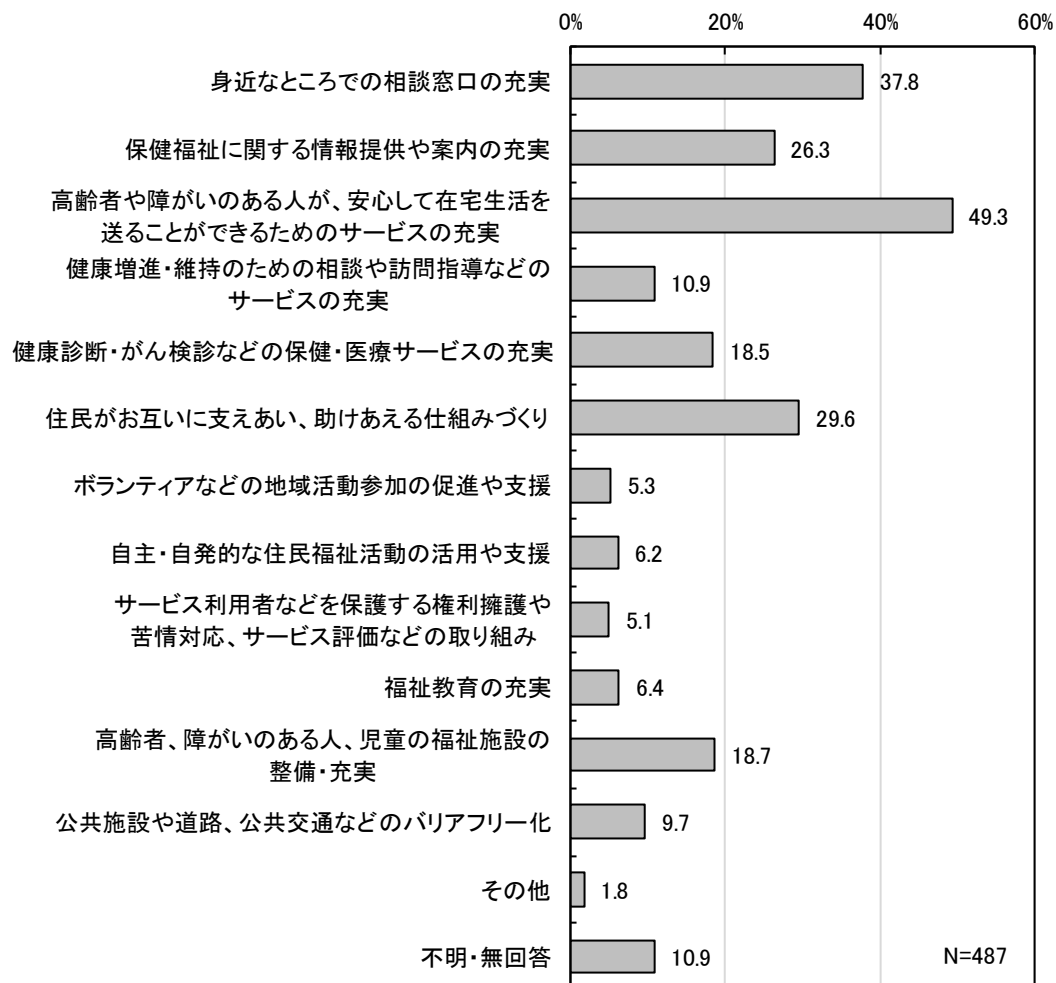


## 6) これからの新温泉町の健康・福祉について

### ①健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策

〔問 34 今後、新温泉町が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、どのようなことに優先して取り組むべきだと思いますか。(3つまで○)〕

健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策についてみると、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を送ることができるためのサービスの充実」が49.3%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が37.8%、「住民がお互いに支えあい、助けあえる仕組みづくり」が29.6%、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」が26.3%となっています。



### 3 団体ヒアリング調査結果からみる現状

#### 1) 現在の活動の中で、地域での支えあいや助けあいに貢献できていることや活動の成果

- 各地区・各地域にあった活動が進みつつあるという意見が挙がっています。
- 子どもや高齢者、地域の人への見守りや声かけの実施、地域包括支援センター※5や他団体との連携を行っているとの意見も多く挙がっています。

| ご意見                                                  |
|------------------------------------------------------|
| ● 各地区・地域にあった活動が進みつつある                                |
| ● 子どもや地域の人への見守り・声かけをしている                             |
| ● 災害時に炊き出しをする準備ができている                                |
| ● AED の使用や消火訓練をしている                                  |
| ● クリーン作戦に参加（環境美化に貢献している。人権学習に参加している。）                |
| ● 特養へボランティアとしての協力及び子ども会との交流。その中で料理をつくり、会食をして交流を深めている |
| ● 高齢者（ひとり暮らし）が介護認定を受けるために包括支援センターを紹介する               |
| ● 各地区・地域の活動では、地区・地域の人や事業と深くかかわっている子ども会がある            |
| ● ひとり暮らし、病弱等困っている人を地域包括支援センターにつなぐ                    |
| ● 声かけの推進                                             |
| ● ねたきり会員への慰問                                         |
| ● 身体障害者相談員からの話しかけ                                    |
| ● 地域での意見交換会を実施                                       |
| ● 住民の相談を職員が随時対応                                      |
| ● 地域での“ささえあい活動”の支援                                   |
| ● 通所者の就労支援                                           |

※5 地域包括支援センターとは、平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域の高齢者等の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行う機関です。センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっています。

## 2) 現在の活動の中で感じられる課題や問題点

●会員数の減少や高齢化により事業参加が困難であるという課題が多く挙がっています。

### ご意見

- 高齢者で相談相手やお茶を飲む相手がなく、孤立しがちな人が心配
- 急激にひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯が増え、空き家が廃屋、危険建物化していく
- 会員の高齢化ですべての事業へ参加できない
- 若い人の会加入がない
- 事業参加のための交通の便。自分で運転できない
- 女性でも仕事を持つ人が増えたため、活動への対応が難しい
- 少子化に伴う会員数の減少
- 建物の老朽化
- 活動場所が二階のため、階段の昇降が困難
- 会員の勧誘もしているが、なかなか入ってもらえない。高齢化が進むばかりで、このままではあと何年持ちこたえられるか危ぶまれる
- 地域の中で、“ささえあい活動”を行うため、定期的に集まり、課題を共有するための場づくりが必要
- 会員が毎年減少していくことに対する対策

### 3) 今後の活動に向けて、取り組んでいきたいこと

- 地域で支えあう体制として、「ささえあい隊」の組織化等、地域福祉活動に取り組む組織づくりや会員加入の促進及び活動内容の検討に関する意見が多く挙がっています。

| ご意見                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| ● 各地区が積極的に地域福祉活動へ取り組むよう、組織として具体的にすべきである（例：「ささえあい隊」の組織化等）                       |
| ● 見回り、気軽に声かけ                                                                   |
| ● 地域で支えあう体制                                                                    |
| ● 会員加入の促進                                                                      |
| ● 活動内容の検討                                                                      |
| ● 現在新温泉町では 57 のサロンが活動しているが、高齢化により活動が難しくなっているところもあり、支援を続けていくこと                  |
| ● “ささえあい” の組織づくり                                                               |
| ● 今の活動だけでも、リーダーの養成や活動できる会員の加入を増やさないことには、会そのものがなくなってしまう。これ以上取り組みを増やすことには少々無理がある |
| ● ひとりでも多くの精神障がいのある人の居場所となること                                                   |

### 4) 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

- 「人材・リーダーの育成をする」が6件と最も多く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置する」「活動できる拠点や場所を整備する」がともに4件となっています。

| 内容                | 件数 |
|-------------------|----|
| 人材・リーダーの育成をする     | 6  |
| 気軽に相談できる窓口を設置する   | 4  |
| 活動できる拠点や場所を整備する   | 4  |
| 若い世代への参加を呼びかける    | 3  |
| 活動に関する情報を積極的に発信する | 2  |
| 交通費等の実費をもらえるようにする | 1  |
| 活動に関する研修や講習会を開催する | 1  |
| その他               | 2  |
| 特にない              | 0  |

## 5) 地域での支えあいが積極的に行われるために、地域の団体や関係機関ができること

- 定期的に集まり地域の課題を共有するなど、意見交換会の実施、組織相互の連携といった意見が多く挙がっています。
- 活動内容を住民に周知するなど、住民への協力を呼びかけるという意見も挙がっています。

### ご意見

- 地域福祉支援ネットワークの確定
- 地域活動支援専門員の配置と組織相互の連携プレー
- 各団体、機関の活動に対して、行政が積極的に人的支援、財政的支援をする
- 町内組織の活動状況等を広く住民に周知し、協力を呼びかける
- 福祉の推進員の設置や活動できる人の協力を呼びかける
- 定期的に集まり、地域の課題を共有し、解決策を考える
- 民生委員・児童委員の協力
- 相互理解の中での意見交換、社協での対応

## 6) 地域での支えあいが積極的に行われるために、住民ができること

- 研修会や講演会に参加するなど、住民が自ら進んで参加するという意見が多く挙がっています。

### ご意見

- 地域福祉活動への積極的な参加
- 情報を公開し、協力者を育成する
- すべての人でなくとも協力していただける人がいればありがたい
- 区長・町内会長、すこやかクラブ、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉委員等が定期的に集まり、地域の福祉課題について、共有し、話しあい、活動すること
- 自分に何ができるのかわからないことには何もできないので、どんなことをしてほしいのか、どんなことができるのかを発見する。研修会や講習会に参加してできることを増やす
- ボランティア
- 住民が自助努力をする（行政からの指示待ちでは地域活性化しない）

## 7) 地域での支えあいが積極的に行われるために、行政がすべきこと

- 地域活動への積極的な助成や各団体のリーダー育成支援、住民に向けた研修会・講演会の開催という意見が挙がっています。
- 住民の声を聴き、住民とともに考え、まちづくりを実践する体制も求められています。

### ご意見

- 地域課題克服のための地域活動へ積極的な助成が可能な政策を実施されたい
- 各団体のリーダーの育成支援。現在、ボランティア活動の情報は社協に任せっきり
- 福祉事業を町独自企画で実施すること
- 公共施設の整備、準じて集落施設の整備
- 高齢者や障がいのある人に対する充実した施策
- 住民だけでは解決できない課題に対して、ともに考え、活動すること
- 住民の声を大切にし、よりよいまちづくりを実施する
- 住民にしてほしい・住民にできることは何かを何度もPRし、研修会・講習会等も何度も行う
- 浜坂病院・夢ホール（支所）・多目的（本庁）へのきめ細かい送迎
- 町民バスの無料化
- こども園に隣接する高齢者版の軽費の保老園の創設

## 8) 新温泉町の地域福祉を推進するためのご意見やご要望

- 行政と社会福祉協議会の役割を明確にし、連携を深めるべきという意見が挙がっています。
- 地域福祉計画の住民への周知をはじめとし、地域で活動する民生委員・児童委員、福祉委員の活動内容を周知することで、住民に協力を促す環境づくりも求められています。

### ご意見

- 社会福祉協議会との連携を深め、行政の役割と協議会の役割を明確にして相互協力し、地域の福祉力を高めてほしい。特に町においては、地域福祉活動支援のために政策を具体化し活動が活発になるよう努力されたい
- 今までの福祉計画は住民に認知、意識されているのか。現時点における課題、反省が明確化されるべき
- 計画ができて、実践が守られなければいけない。住民全体に計画が深く理解され、協力できることを望む
- 民生・児童協力委員が十分に浸透しているとは思えない。名前や仕事内容を公表したほうがよいのではないか。また、福祉委員制度ができたが、何をするのかわかっていないように思う。内容を周知徹底していただきたい。退職する町職員に地域活動をしていただけるよう研修・育成して、優秀な人に協力してもらいたい。既存の施設の利活用についても検討いただきたい。多目的集会施設へのエレベーターの設置や車椅子を利用される人の外出支援、診療体制についても検討いただきたい

## 4 第1次計画の評価と検証

「第1次計画」では、4つの基本目標に沿って地域福祉を進めてまいりました。本計画の策定にあたって、各項目に基づく施策・事業の進捗状況について庁内評価を行いました。また、地域福祉の現状について住民アンケートを行うとともに、地域福祉にかかわる関係団体に、地域福祉にかかる現状と今後の課題についてうかがいました。以上を踏まえ、基本目標ごとに課題を取りまとめました。

### 基本目標1 地域福祉への理解を深めます

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) 福祉学習の推進

| 現状         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 課題                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政・社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ささえあい隊の推進</li> <li>・介護予防サポーターを養成し、「いきいき百歳体操」や介護予防事業等で活動を実施</li> <li>・点字学習やアイマスク体験、高齢者疑似体験等の学校教育での福祉教育の実施</li> <li>・学校での総合的な学習の時間を利用し、特別支援学校に通学している児童・生徒との交流や、運動会や「高齢者に学ぶ会」を通し、地域の高齢者との交流を実施</li> <li>・青い鳥学級の開催を通し、ガイドヘルパー学習等の実施</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ささえあい隊の推進に取り組んだが、活動ができた地域は少なく、各地区において定期的に課題を共有できる場が必要</li> <li>○介護予防サポーター等の人材育成を今後も引き続き推進すると同時に、さまざまな世代が参加しやすい体制づくりが必要</li> <li>○「町の『広報しんおんせん』」による情報提供の充実とともに、世代に応じた情報の提供内容・方法が求められている</li> </ul> |
|            | 住民アンケート <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支えあい・助けあう地域」の範囲は、平成20年度のアンケート調査時では、「となり、近所という範囲」が最も多かったが、今回は「区、町内会という範囲」が最も多い</li> <li>・「広報しんおんせん」は健康や福祉に関する情報を得るのによく利用されている</li> <li>・健康や福祉に関する情報提供については、「広報しんおんせん」の充実が求められている。また、18～39歳では「回覧板やまちかどの掲示板」「インターネットの情報」の充実を求める声も多い</li> <li>・知りたい情報について、65歳以上では「健康づくりについてのサービス情報」、18～39歳では「子育てについてのサービス情報」を挙げる人が多い</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                             |

## 基本目標 2 サービスの利用を支援します

- (1) 情報を届ける仕組みの充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上
- (4) 福祉サービス利用者の権利擁護
- (5) ケアマネジメントの充実

| 現状         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 課題                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政・社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や定例会を通して民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員への福祉関連情報の提供を実施</li> <li>・全地域への福祉委員の設置</li> <li>・民生委員・児童委員による「赤ちゃん訪問」の実施</li> <li>・障がい福祉サービス受給者の計画相談達成率 86.9%</li> <li>・認知症対応型共同生活介護の設置（温泉地域）</li> <li>・町内 34 か所における「いきいき百歳体操」の実施及び家事援助事業の開始</li> <li>・医師や医療スタッフの確保による診療体制の改善及び施設の整備等による院内の環境改善の実施</li> <li>・近隣の医療機関と連携を深め、診療体制を充実</li> <li>・障がい福祉サービス事業所の開設</li> <li>・相談支援事業所は町営 1 事業所のみ</li> </ul> | <p>○特に若い世代への民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員の周知と、福祉関係機関・団体の活動内容の周知が必要</p> <p>○障がい福祉サービス受給者の計画相談達成率は高いが、何でも相談できる窓口等、さまざまなニーズに対応する相談体制の充実が求められている</p> <p>○障がい福祉サービス事業所が新規に開設されたが、相談支援事業所等、整備されていない事業もあり、引き続き障がい福祉サービスの整備・充実が求められている</p> |
| 住民アンケート    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の認知度について、18～39 歳で「そういう人がいることを知らない」と答えた割合が高い</li> <li>・成年後見制度の認知度について、「知らない」が約 4 割、18～39 歳では約 6 割となっている</li> <li>・サービスを安心して利用できるようにするために、相談できる窓口を充実させるべきとの声が多い</li> <li>・社会福祉協議会の活動内容がわからないとの声が挙げられている</li> </ul>                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
| 団体ヒアリング    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉委員が設置されたが、活動内容がわからないとの声が挙げられている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                               |

### 基本目標3 地域での支え合い活動を支援します

- (1) 要支援者の把握と支援体制の整備
- (2) 福祉課題を話し合う場づくり
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 公共施設の有効活用・充実
- (5) 各種団体などの活動支援
- (6) 交流活動の推進

| 現状         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 課題                                                                                                                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政・社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭パレードや人権学習会等、人権事業の実施</li> <li>・職員が地域に出向く「出前講座」を通じて、住民への情報提供や住民との対話を実施</li> <li>・半年に1回、「福祉・防災会議」を開催</li> <li>・シルバー人材センターへの助成拡充</li> <li>・社協等によりボランティアやNPOの活動の情報提供を実施</li> <li>・グラウンドや体育館の開放を行うなど、既存の公共施設等を有効活用し、交流の場を提供</li> <li>・平成28年に認知症カフェを新たに開設し、認知症のご本人やご家族が気軽に集い、交流する場を提供</li> <li>・「福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化の推進</li> </ul> | <p>○ボランティアやNPOの活動情報を提供しているが、ボランティア活動への参加率は低い。活動は必要であるとの声は多いことから、引き続きボランティア活動を推進し、参加を促すことが求められている</p> <p>○地域福祉を担う人材の育成と福祉関係機関・団体のネットワークの構築が求められている</p> |
| 住民アンケート    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がいのある人、子どものこと等で悩んだり困っている世帯に対してできることについて、回答が最も多かったのは「安否確認の声かけ」であり、「特にない」と回答した人はわずかにとどまっている</li> <li>・地域活動に参加していない人は約3割となっており、特に18～39歳の割合が高い</li> <li>・ボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがない人は約7割となっている</li> <li>・ボランティア活動については、「地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である」との回答が最も多い</li> </ul>                                              |                                                                                                                                                       |
| 団体ヒアリング    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化に伴う会員数の減少、担い手の不足</li> <li>・地域で支えあう体制として、「ささえあい隊」の組織化が必要</li> <li>・地域での支えあいが積極的に行われるために、公共施設や集落施設の整備が必要</li> <li>・地域福祉活動専門員の配置と関係団体・機関のネットワークの確立が必要</li> <li>・人材・リーダーの育成が必要</li> </ul>                                                                                                                                        |                                                                                                                                                       |

## 基本目標 4 安心して暮らせる地域づくりを支援します

- (1) 外出・移動支援の充実
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実
- (3) 防犯活動の推進

| 現状         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 課題                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政・社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民バスの運行、町民タクシー事業、福祉タクシー助成事業の実施</li> <li>・災害時要援護者名簿に加え、避難行動要支援者名簿を作成</li> <li>・ボランティアの育成ができていない</li> <li>・自主防災会交付金事業を活用した自主防災会訓練の実施</li> <li>・災害協定の締結による供給体制の整備</li> <li>・関係団体と連携し、啓発活動、防犯パトロールを実施</li> <li>・民生委員・児童委員の協力による見守り活動の実施</li> </ul>                                                          | <p>○民生委員・児童委員等、福祉関係機関・団体による啓発活動、防犯パトロール、見守り活動等は実施されているが、ボランティア育成ができておらず、人材の育成が課題である</p> <p>○若い世代に興味・関心のある地域活動への参加を促すことで、地域全体の福祉活動へ参加するきっかけをつくることが重要である</p> <p>○地域の中で声かけや見守りは実施しているが、課題を共有する場の設置が必要</p> <p>○大雪や災害時等に助けあうことのできる体制が求められている</p> |
| 住民アンケート    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難行動要支援者登録制度」※6を知らない人は約6割となっている</li> <li>・「避難行動要支援者」から「避難支援者」として登録を依頼された場合、「登録を引き受ける」と回答した割合が最も高いのは40～64歳となっている</li> <li>・地域に安心を感じる割合は6割を超えており、「治安がよいなど、安心して住めるから」と回答した人が多い</li> <li>・今後参加したい地域活動の分野について、18～39歳では「趣味や生涯学習、スポーツ指導」、40～64歳では「健康づくり」との回答が最も高い</li> <li>・大雪や災害時に対する不安の声が挙げられている</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                             |
| 団体ヒアリング    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に集まり地域の課題を共有するなど、意見交換会の実施、組織相互の連携が必要といった意見が多く挙げられている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                             |

※6 避難行動要支援者登録制度とは、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が、災害時の避難行動に支援が必要な人（避難行動要支援者）に登録し、大規模な災害発生時に地域住民（避難支援者）で避難を支援する取り組みのことをいいます。

## 5 新温泉町における主要課題

本計画の策定にあたっては、3つの主要課題が挙げられます。

### 1) ボランティア・担い手の育成

住民アンケートでは、若い世代における民生委員・児童委員、福祉委員や社会福祉協議会の活動内容に対する認知度が低く、地域活動の参加に対する意識も低いことがわかりました。また、団体ヒアリングでは、少子高齢化に伴う団体の会員数や担い手の不足も課題として挙げられています。若い世代の関心のある活動への呼びかけにより、地域活動への参加を促すとともに、福祉関係機関・団体に関する情報提供をさらに強化していくことが求められています。

本町では、福祉教育等を通して、小・中学生が障がいのある人や高齢者等、さまざまな人とふれあう機会を提供しています。将来的に担い手となれるような仕組みづくりを充実させることで、いずれ担い手として地域福祉活動に参画する人が増えていくことが期待されます。

### 2) 団体間のネットワークの構築

本町では、民生委員・児童委員、福祉委員等、福祉関係機関・団体の活動により、地域の見守り活動をはじめとする地域福祉活動が行われています。しかし、福祉関係機関・団体の情報共有の場が確立されていないため、情報共有の場づくり及びネットワークの構築が課題となっています。

また、本町でも少子高齢化は急速に進んでおり、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯等、高齢者のみの世帯が増加しています。福祉関係機関・団体が中心となり、住民を巻き込んだ地域全体での見守り活動や日頃の小さな困り事・不安に対して、支えあい・助けあうことのできる体制づくりが求められています。

### 3) まち全体で支える仕組みづくり

住民アンケートでは、健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策として、身近なところでの相談窓口の充実が高くなっています。本町では、相談窓口の連携体制を充実させるなど、相談支援体制の強化に取り組んできましたが、引き続き、相談支援体制の充実に取り組むとともに、事業に関する情報提供や周知・啓発をより一層推進する必要があります。

また、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されるなど、経済的な孤立だけではなく、人間関係の希薄化・孤立化を背景とした、子どもや高齢者、障がいのある人の貧困・ひきこもり等、みえにくい課題への対応が求められています。社会的に弱い立場にある人にも目を向け、地域に暮らすすべての人が安心して住むことができるまちづくりが必要です。

## 1 基本理念

第2次新温泉町総合計画のまちづくりの基本方針のひとつである「みんなで支えあう絆のあるまち」の実現を目指し、本計画においては、「第1次計画」の考え方を継承し、さらに地域のつながりを深める施策を推進するため、以下の基本理念を掲げます。

地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、  
安心していきいきと暮らせるまち

地域福祉の実現のためには、地域に暮らす住民一人ひとりの力と、行政、福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO、地域組織等さまざまな主体の積極的な参加が重要です。それぞれの役割を認識し、地域に暮らす子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をお互いに認めあい、支えあうことですべての人が安心していきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

## 2 新温泉町地域福祉ネットワークの構築

地域住民が一丸となって取り組むまちづくりを実現するために、「新温泉町地域福祉ネットワーク」の構築を推進します。「新温泉町地域福祉ネットワーク」とは、それぞれの団体、行政、区・町内会が行っていることを連携させることで、横のつながりを充実させるための体制です。

区・町内会、旧小学校区、中学校区、町全体で、それぞれの活動内容や課題を共有する場として会議体を設置します。これらの会議の場において、それぞれの団体・組織が抱えている課題や情報の共有を図り、課題解決に向け、連携・協働を推進するための体制を構築します。

＜新温泉町地域福祉ネットワークイメージ図＞

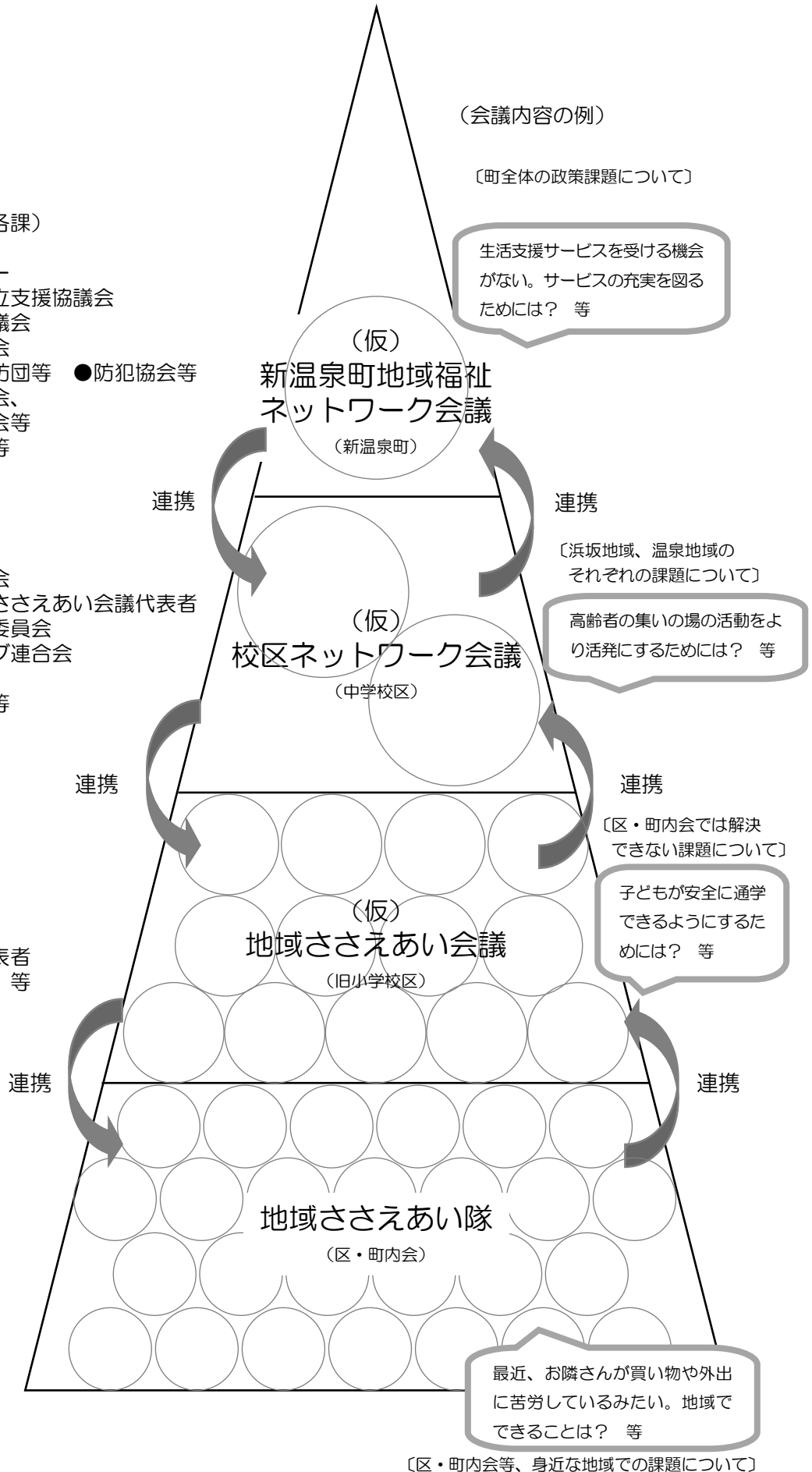
（関係機関・団体）

- 新温泉町役場（関係各課）
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 新温泉町障がい者自立支援協議会
- 民生委員児童委員協議会
- すこやかクラブ連合会
- 自治連合会      ●消防団等      ●防犯協会等
- 青少年育成推進協議会、  
要保護児童対策協議会等
- 公立浜坂病院等      等

- 各支部社会福祉協議会
- 各旧小学校区の地域ささえあい会議代表者
- 各地域民生委員児童委員会
- 各地域すこやかクラブ連合会
- 各地域自治連合会
- 福祉関係事業者      等

- 各区・町内会の  
地域ささえあい隊代表者  
等

- 区長・町内会長
- すこやかクラブ
- 消防団員
- 地域住民
- ボランティア
- 民生委員・児童委員
- 民生・児童協力委員
- 福祉委員
- サロン等の活動者  
等

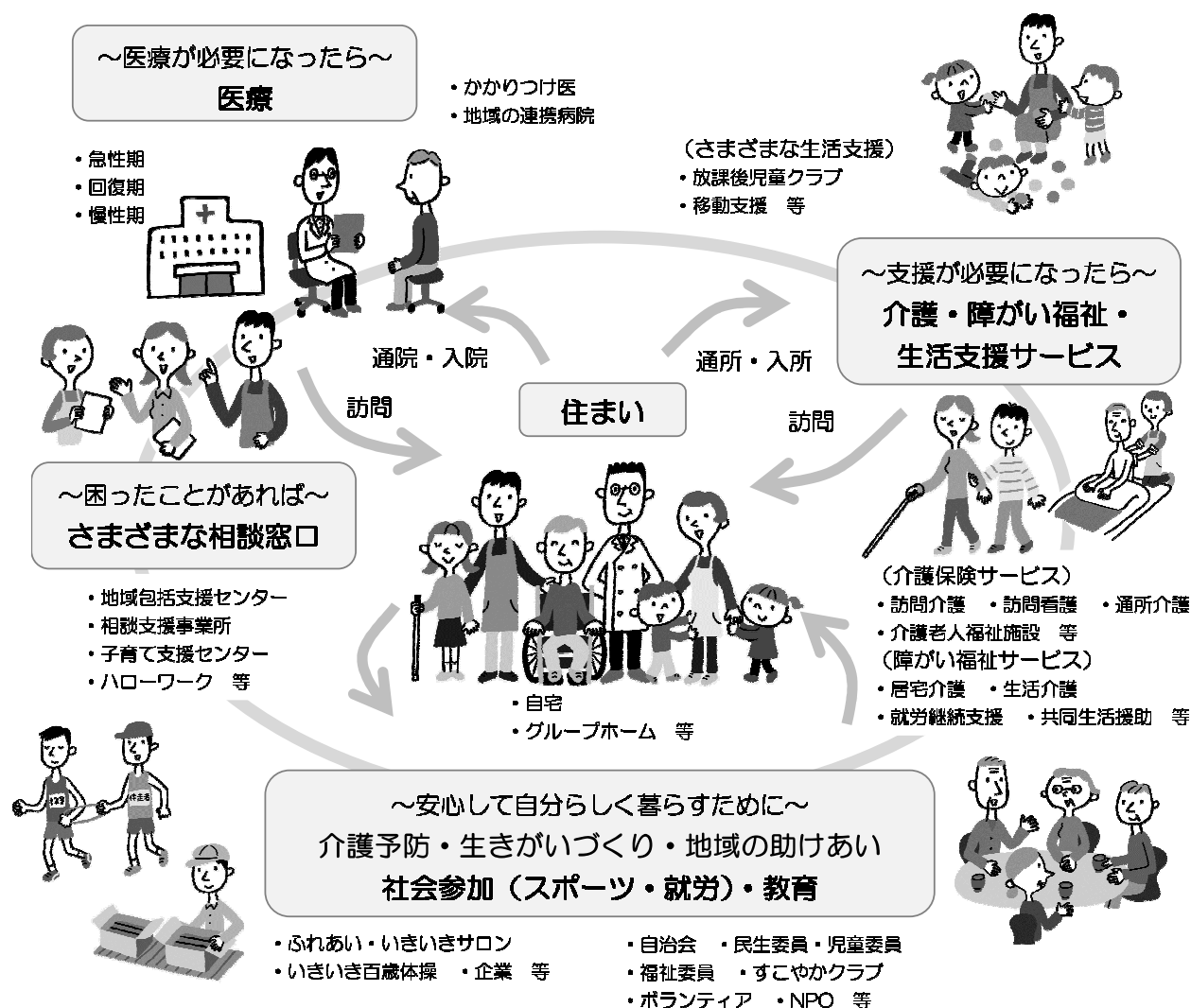


### 3 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みのことです。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、国全体で地域包括ケアシステムの構築が進められています。

本町では、地域包括ケアシステムのさらなる進化・推進に向け、地域ケア会議の開催による高齢者個人への支援の充実や介護・医療の連携促進、地域包括支援センターの体制強化による切れ目のないサービスの提供や相談支援体制の強化を推進しています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、今後は、これらの取り組みをより一層充実させていくことが求められます。

また、地域には、高齢者だけでなく、障がいのある人、子育てをしている人、悩みを抱えた若者、生活困窮者等、さまざまな支援を必要としている人々が暮らしています。誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続し、その人にあった支援を受けることができるよう、新温泉町版地域包括ケアシステムの構築を目指します。さらに、支援を受けるだけでなく、地域に暮らすすべての人がお互いに支えあい、支援する立場として活躍できる地域づくりを推進します。



## 4 基本目標

本計画では、計画の基本理念である「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、「第1次計画」の進捗状況や住民アンケート等の意見を踏まえて、次の3つの基本目標を設定します。

### 1) 一人ひとりを認めあう「人づくり」

地域で安心していきいきと暮らせるまちを実現するためには、住民の地域福祉への参加が不可欠です。年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人がお互いの人権を尊重し、支えあい・助けあうことのできる「人づくり」を目指します。

### 2) みんなで支えあう「地域づくり」

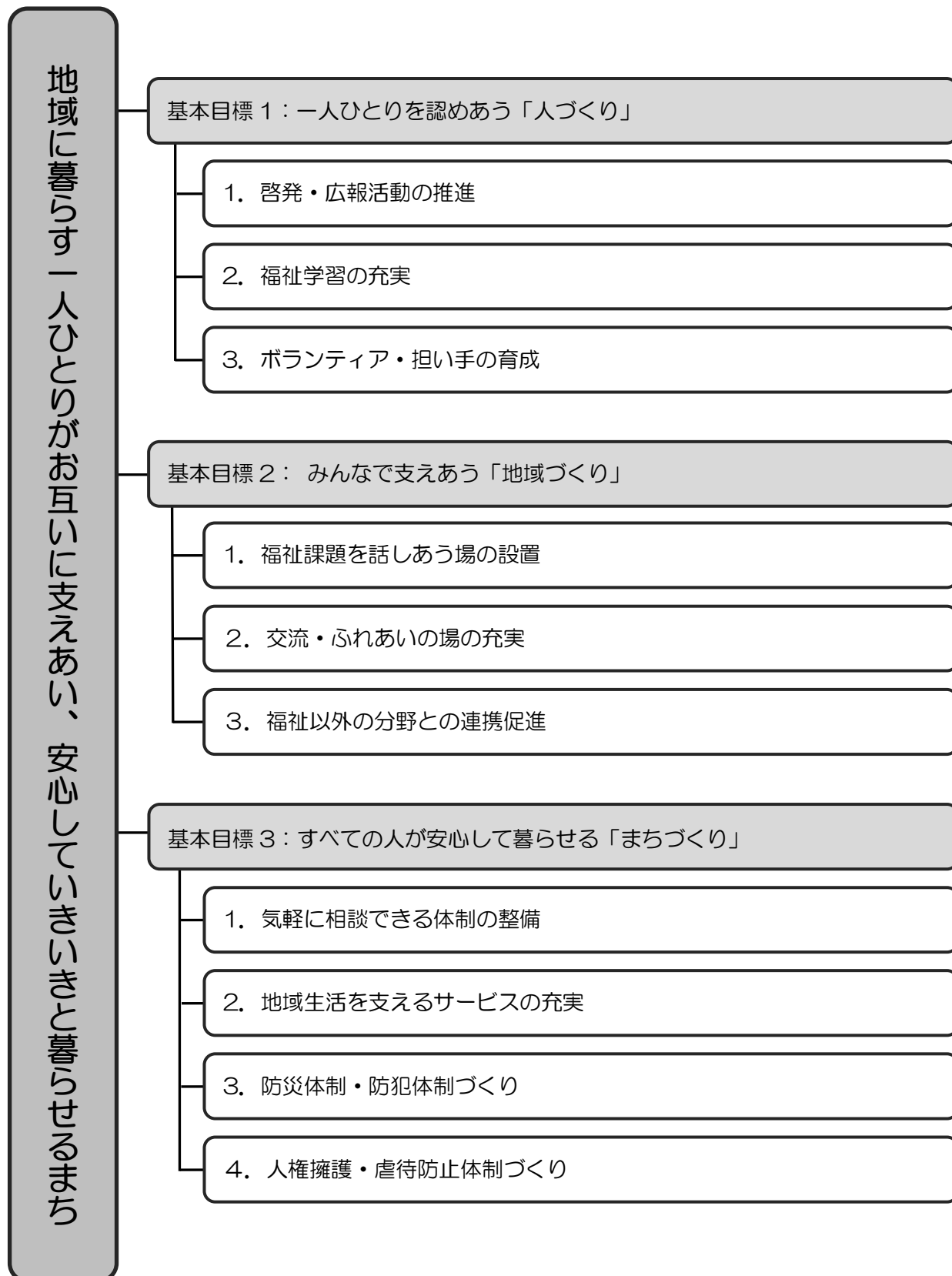
福祉課題やニーズの多様化に対応するために、住民や地域活動団体、社会福祉協議会、行政等、地域福祉にかかわる団体・組織が、それぞれの活動内容や課題を共有し、お互いに連携・協働することで、みんなで地域課題を解決できる「地域づくり」を目指します。

### 3) すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」

高齢者、障がいのある人、子育て中の人、子ども、働く世代等、地域に暮らすすべての人々が安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化に取り組みます。また、虐待防止の取り組みや、成年後見制度等の権利擁護、生活困窮者支援や子どもの貧困対策等の支援体制を構築・充実することで、高齢者や障がいのある人、子ども等、社会的に弱い立場にある人が社会から排除されることのない「まちづくり」を目指します。

## 5 施策の体系

計画の基本理念を実現するための、施策の体系は次のとおりです。



地域福祉を推進するためには、住民・地域・社会福祉協議会・行政がそれぞれの地域福祉活動を充実させるとともに、お互いに連携することが重要です。これらの視点に立ち、以下の施策を展開します。

## 基本目標 1 一人ひとりを認めあう「人づくり」

### 行動目標 1 啓発・広報活動の推進

#### 【現状と課題】

地域福祉への関心を高めるためには、きっかけとなる情報提供を充実させることが大切です。

活動に参加している年代をみると、年齢層の高い世代の地域福祉活動への参加はみられるものの、若い世代の参加が少ない状況となっているため、若い世代への呼びかけを強化する必要があります。

まずは地域福祉に関心を持ってもらえるよう、各世代に興味・関心のある活動への参加を促す取り組みを進めるとともに、地域で活動している団体・機関と連携しながら、地域活動やボランティアに関する情報の積極的な提供・共有が必要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分            | 取り組み内容                                                                                                            |
|---------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助            | ○町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV 等を通し、地域福祉活動に関する情報を積極的に集めよう<br>○集めた情報は積極的に友人や近隣に伝えよう                                 |
| 地域      | 互助<br>・<br>共助 | ○ボランティア団体等は自分たちの活動内容や活動情報を積極的に発信しよう                                                                               |
| 社会福祉協議会 |               | ○本計画の概要版を用い、計画の周知を行う<br>○住民や団体、学校等に対してボランティアの参加を呼びかける<br>○福祉関係機関・団体や登録グループ等との連携を図り、ボランティア講座の開催やボランティア募集等の情報共有を進める |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                                                                                                    |
|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○本計画の概要版を用い、計画の周知を行う                                                                                                                                      |
|    |    | ○社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体の認知度を高めるため、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等において、それらの団体活動を積極的に広報する                                                    |
|    |    | ○住民相互の「自助意識」や「共助意識」の高揚を図るため、支えあいの仕組みづくりの必要性について、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等を積極的に活用し、啓発する                                                                |
|    |    | ○行政による福祉施策の情報や各分野で提供されているさまざまな福祉サービスの情報について、情報内容の充実や情報提供の迅速化、情報のバリアフリー（視聴覚に障がいのある人等、情報弱者への配慮）を図りながら、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等の多様な媒体と手法を活用して広報活動を充実させる |
|    |    | ○ひとりでも多くの住民が地域福祉活動に参加できるよう、町で実施しているさまざまな活動について、実際に活動している人の声を掲載するなど、より多くの人に関心を持ってもらえるような工夫した広報活動に努める                                                       |

## 行動目標2 福祉学習の充実

### 【現状と課題】

地域福祉とは、地域におけるすべての人々の「幸福」を実現するために、あらゆる主体がお互いに協力し、課題解決に取り組むことです。地域のさまざまな課題を他人事ではなく、「我が事」として捉えるためには、地域に住んでいる子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての人を地域の大切な存在として尊重する必要があります。

本町においては、教育機関だけでなく、福祉関係機関・団体や家庭等が連携し、福祉学習を進めています。「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からあらゆる場で福祉学習を受けることができる環境を整備することや、子どもから大人まで年齢を問わず、誰もが福祉学習に取り組むことができる機会や場を提供することが重要です。

### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の大切さや、ご近所や地域での支えあいの大切さについて、町のホームページや「広報しんおんせん」、福祉関係機関・団体が発信する情報から学ぼう</li> <li>○高齢者や障がいのある人等、配慮が必要な人への理解や手助けをしよう</li> <li>○家庭において福祉教育を実践しよう</li> </ul>                            |
| 地域      | 互助・共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域組織や住民活動グループ等の福祉関係機関・団体が、現場における現状や課題を伝えるなど、話しあいや学習の場を通して、より充実した福祉教育を実践しよう</li> </ul>                                                                                                |
| 社会福祉協議会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの頃から福祉に関心が持てるよう、小・中・高校生を対象としたボランティア体験学習や福祉教育の充実を推進する</li> <li>○認定こども園、学校、福祉関係機関・団体、一般企業等、主体や世代を問わず、体験学習、施設でのボランティア等、福祉にふれる機会を提供する</li> <li>○福祉関係機関・団体等が実施している福祉学習を支援する</li> </ul> |
| 行政      | 公助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育において、福祉ボランティアや福祉関係機関・団体と連携した実践的な福祉教育、障がいの疑似体験、施設体験学習等を行い、福祉教育の充実を図る</li> </ul>                                                                                                   |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人材を講師として活用した授業の展開や福祉施設の訪問等、家庭・学校・地域が連携したボランティア活動や、認定こども園、学校等において高齢者や障がいのある人との交流活動を通じ、地域ぐるみで「福祉の心」を育む教育活動を推進する</li> </ul>                                                          |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                                                |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○生涯学習とまちづくりが密接に連携する社会づくりを目指して、小学校区ごとに、住民を対象とした学習機会や情報提供を拡充するとともに、町内関係機関と連携し福祉学習の充実に努める                |
|    |    | ○毎年8月の人権啓発強調月間において、関係機関・団体と連携し、街頭パレードや人権学習会を実施するとともに、町人権啓発推進委員会等で、関係機関・団体より幅広く意見をいただき、啓発効果を検証しながら推進する |
|    |    | ○家庭において親から子へ福祉教育を実践できるよう、次世代の健全な教育を目指す講座・学習の機会を充実するとともに、福祉教育のパンフレットを作成し、活用を促進する                       |

### 行動目標3 ボランティア※・担い手の育成

#### 【現状と課題】

地域福祉にかかわる課題は複雑化・多様化しており、同時に地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、ボランティアをはじめとする地域住民にも多くの役割が求められています。

しかし、人口減少や高齢化に伴い、地域福祉活動を支える団体・機関において、「担い手の不足」が共通する課題となっています。また、ボランティアセンターの職員等、担い手を育成する人材も不足しています。より多くの住民が地域福祉活動に参加し、地域全体で支えあう体制がつくれるよう、担い手やリーダーの育成ができる体制の強化が必要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体 | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                     |
|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民 | 自助    | <p>○区・自治会や子ども会、すこやかクラブ等の活動に目を向け、積極的に参加しよう</p> <p>○高齢者や退職者等は、今までに培った知識や技術、経験等を活かして、地域活動に参加しよう</p> <p>○区・自治会活動の企画運営に若者が参加しよう</p> <p>○子ども会の企画運営に子どもが参加しよう</p> |
| 地域 | 互助・共助 | <p>○区・自治会やボランティア、福祉施設、福祉関係機関・団体等は、日頃から地域に目を向け、住民として何ができるかを考えよう</p> <p>○参加意向の低い人へボランティア活動への参加を促そう</p> <p>○地域福祉活動への参加について、きっかけづくりや機会の増加を進めよう</p>             |

#### ※ボランティアとは

個人の自由な意志によって、金銭的对価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする活動のことです。一般的にボランティアの理念として、自分から行動すること、ともに支えあい協力しあうこと、見返りを求めないこと、よりよい社会の実現を目指すことが挙げられます。「無償性」がボランティアの性質のひとつとされますが、低額の報酬を得る有償ボランティアもあります。

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉協議会 | 互助・共助 | <p>○地域ささえあい隊の全地区での設置を目指し、地域ささえあい隊の周知と担い手の確保に努める</p> <p>○全地域に福祉委員を設置し、見守り体制の充実を図る</p> <p>○地域との意見交換会や福祉委員の研修会等を通して、福祉委員の役割の明確化や周知を図る</p> <p>○ボランティアやNPOの活動や組織についての情報を収集し、社協便りやホームページ等を通して、情報提供の充実を図る</p> <p>○ボランティアセンターの機能強化を図る</p> <p>○住民同士が気軽に支えあうことができる、有償の相互援助活動の仕組みをつくる</p> <p>○団塊の世代を対象にした各種講座を実施するなど、地域福祉活動に参画したい人と福祉関係機関・団体をつなぐコーディネート機能の強化に努めるとともに、各世代を対象とした各種講座の実施を検討する</p> <p>○高齢者や障がいのある人等の外出や移動を支援するボランティアを育成する</p> <p>○地域の行事や交流の場を通して、担い手となる人材を発掘する</p> |
| 行政      | 公助    | <p>○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員への研修内容等の充実を図るとともに、ニーズ把握活動を支援する</p> <p>○専門的な能力や特技を持った多様な人材や、企業等で活躍した退職者、主夫・主婦等が気軽に、より積極的に地域福祉活動に参加できる環境をつくる</p> <p>○社会福祉協議会のボランティアセンター、シルバー人材センター、自治会等と連携し、高齢者や障がいのある人等に生きがいづくりの機会を提供するとともに、地域社会の一員としていきいきと活動に参加し、その能力を活かすための取り組みを推進する</p>                                                                                                                                                                                               |

## 基本目標２ みんなで支えあう「地域づくり」

### 行動目標１ 福祉課題を話しあう場の設置

#### 【現状と課題】

地域の福祉課題や支援ニーズの多様化により、ひとつの団体・組織では対応しきれない事例が増加しています。

本町では、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体が地域福祉活動を担っていますが、それぞれが把握している課題を共有し、検討する場がない状況です。

まずは地域ごとに課題を把握し、さらに町全体でその課題の共有・解決に取り組むことができるよう、「新温泉町地域福祉ネットワーク」を構築していくことが重要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | ○地域の小さな困り事・課題を地域で活動する団体・組織に伝えよう                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地域      | 互助・共助 | ○区・町内会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、すこやかクラブ、子ども会、PTA 等は連携・協力を進め、情報共有を積極的に行おう                                                                                                                                                                                              |
| 社会福祉協議会 |       | ○地区懇談会にて、情報交換を行う<br>○区・町内会ごとに福祉課題を話しあう場をつくり、解決に向けて協議・活動を行う地域ささえあい隊の活動を推進する<br>○旧小学校区ごとに地域の活動・課題を共有する「(仮) 地域ささえあい会議」の開催を推進する<br>○中学校区ごとに各旧小学校区の「(仮) 地域ささえあい会議」代表者や自治連合会等が定期的に課題を共有できる場として「(仮) 校区ネットワーク会議」の開催を推進する<br>○町全体で、地域の活動・課題を共有する「(仮) 新温泉町地域福祉ネットワーク会議」の開催を推進する |
| 行政      | 公助    | ○職員が地域に出向く「出前講座」等を実施し、住民に対する情報提供を行う                                                                                                                                                                                                                                   |
|         |       | ○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、自治会関係者等、地域福祉を支える福祉関係機関・団体への情報提供の充実を図る                                                                                                                                                                                                            |
|         |       | ○社会福祉協議会が策定する「新温泉町地域福祉推進計画」との整合を図るとともに、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組む                                                                                                                                                                                                         |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                                                   |
|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○機能別・課題別の地域ケア会議※で整理した情報や課題を、政策形成へつなげるための会議体として、「地域包括ケア推進会議」※を実施する                                        |
|    |    | ○新温泉町障がい者自立支援協議会において、福祉関係機関・団体等と情報共有や連携を図ることで、地域で生活する障がいのある人の自立を支援する                                     |
|    |    | ○地域のさまざまな課題を解決するために、健康福祉課をはじめ、こども教育課・総務課・企画課・農林水産課・建設課・町民課・上下水道課・人権推進室・地域振興課等、庁内の関係各課と連携し、情報共有・協働体制を確立する |
|    |    | ○社会福祉協議会や福祉関係機関・団体と連携し、「新温泉町地域福祉ネットワーク」の構築を進め、地域課題の解決に取り組む                                               |

#### ※地域ケア会議とは

民生委員・児童委員や区・町内会等の福祉関係機関・団体、社会福祉士・保健師をはじめ、専門的視点を有する多職種が連携し、高齢者一人ひとりに対する支援の充実と、それを支える社会基盤の構築を同時に推進することを目的とした「地域包括ケアシステム」を実現するための重要な手法です。

地域ケア会議には、以下の会議があります。

- ・個別支援会議：利用者の個別支援
- ・ケアマネジメント支援会議：介護支援専門員の支援
- ・自立支援型ケアプラン会議：介護予防に資する個別支援
- ・認知症対策会議：認知症支援対策の検討
- ・社会資源検討会議：地域資源の有効活用を検討
- ・医療介護連携会議：医療介護の連携・対策の検討
- ・地域包括ケア推進会議：地域課題の検討・政策化へ向けた検討

地域ケア会議が持つ5つの機能（「個別課題の解決」「ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」）を十分に発揮し、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、地域ケア会議で出された個別課題、地域課題を整理・分析し、社会基盤の整備につなげられるよう取り組んでいます。

#### ※地域包括ケア推進会議とは

地域ケア会議（個別支援会議、ケアマネジメント支援会議、自立支援型ケアプラン会議、認知症対策会議、社会資源検討会議、医療介護連携会議）で検討された情報や課題を整理し、全町の高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うための会議です。

## 行動目標2 交流・ふれあいの場の充実

### 【現状と課題】

住民の地域福祉活動を推進するためには、地域であらゆる人々が交流できる場や機会の充実が欠かせません。子どもや大人にかかわらず、地域に暮らす高齢者、障がいのある人、外国人等、あらゆる人々が相互に交流し、「福祉の心」を育む機会づくりが必要です。

本町では、グラウンドや体育館の開放等により、住民が交流できる場の提供を行っています。今後は、利用者の声を取り入れて取り組みの充実を図るとともに、空き家の活用等によって交流の場を確保し、より多くの人の交流を促すことで、地域での関係性づくりの向上を図ることが重要です。

### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行おう</li> <li>○地域で開催されるイベントに友人・近隣と誘いあって参加しよう</li> </ul>                                                                                                                                                |
| 地域      | 互助・共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家や地域の公民館等を利用し、高齢者や子ども、障がいのある人等が集える場の拡充を図ろう</li> <li>○地域の人を集め、「いきいき百歳体操」を実施しよう</li> <li>○「茶話会」を開催し、交流する場をつくろう</li> <li>○地域でイベントを企画し、開催しよう</li> <li>○高齢者の生きがいづくりや障がいのある人の自立支援に向けて、遊休農地等を活用した農園活動や農業体験を通じた交流を進めよう</li> </ul> |
| 社会福祉協議会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が交流できる場や福祉関係機関・団体が活動できる場に関する情報を集約し、情報を提供する</li> <li>○住民が集い、交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」を推進するため、活動支援を行う</li> <li>○認知症のご本人やご家族が気軽に集い、交流できる場として、認知症カフェを温泉地域にも開設し、さまざまな世代の人が交流できるコミュニティカフェとしての活用も目指す</li> </ul>                     |
| 行政      | 公助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の体力向上と仲間づくりを図ることを目的として、「いきいき百歳体操」の全地区での実施を推進する</li> <li>○地域福祉活動やボランティア活動、情報交流の拠点整備を図るとともに、施設の利便性を高める支援を行う</li> <li>○学校施設の開放や福祉施設等、既存の公共施設の情報を収集し、有効活用に努める</li> </ul>                                                      |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                                          |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○高齢者や障がいのある人の生きがいと積極的な社会参加を促進するため、県内や近隣市町の住民・ボランティア及び学校・園、児童・生徒等との交流事業の充実に努める                   |
|    |    | ○子どもの社会性や協調性を養うために、同年齢の子ども同士だけでなく、年齢の異なる子どもたちが一緒に文化・スポーツやレクリエーション活動等を気軽に楽しめる異年齢・多世代による交流事業を充実する |
|    |    | ○誰もが参加しやすい行事等を企画する                                                                              |
|    |    | ○今後、整備する公共施設については、「福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を推進する                                                 |

### 行動目標3 福祉以外の分野との連携促進

#### 【現状と課題】

少子高齢化や人口減少により生じるさまざまな課題は、福祉分野だけでなく、あらゆる分野の課題が複合的に関係しています。

それぞれの分野で活動を行うだけでなく、行政の横の連携はもとより、地域で活動する団体同士の情報共有及び連携を促進するなど、町全体で課題を解決する体制づくりが必要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                              |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | ○地域での小さな悩み・困り事は、団体の分野にかかわらず、身近な団体に相談してみよう                                                           |
| 地域      | 互助・共助 | ○福祉分野の活動機関・団体だけでなく、あらゆる分野の団体・組織・企業とのつながりを持ち、積極的に地域における課題を共有し、解決を図ろう<br>○福祉以外の分野の団体・組織と協働でイベントを開催しよう |
| 社会福祉協議会 |       | ○福祉関係機関・団体が分野を超えた地域における課題を分析するため、団体との情報共有に努め、課題の共有・対策を考える場をつくる                                      |
| 行政      | 公助    | ○地域で活動するさまざまな団体が集い、交流できる場の設置を支援する                                                                   |
|         |       | ○地域における課題に速やかに対処できるよう、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まい等に関する他機関や関係各課との連携体制を整備する                            |
|         |       | ○福祉以外の分野と連携し、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場を確保する                                                              |
|         |       | ○空き家や空き店舗等を活用した就労や社会参加を図るため、関係各課での連携に努める                                                            |

## 基本目標３ すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」

### 行動目標１ 気軽に相談できる体制の整備

#### 【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、子育てをしている人、子ども等、地域で支援を必要としている人の福祉に関する課題・ニーズは多様化しています。相談窓口での情報提供の充実や、必要であれば関係機関につなぐなど、相談体制の充実が必要です。

また、ちょっとした不安や悩み事等を気軽に相談できる「身近な相談窓口」が求められます。住民が近隣や福祉関係機関・団体に気軽に相談できるような関係性づくりや相談窓口の周知が必要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○お互いに窓口情報等を交換できるように、「広報しんおんせん」や回覧板、ホームページをみて、町内のどこにどのような相談窓口があるか把握しよう</li> <li>○地域と連携しながら、支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなごう</li> </ul>                                                         |
| 地域      | 互助・共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談役として、個人情報の保護に留意し、相談にのろう</li> <li>○福祉サービス提供事業者は、サービスに関する相談窓口を充実させよう</li> <li>○専門的な支援が必要な場合には、該当する関係機関に紹介しよう</li> </ul>                                             |
| 社会福祉協議会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の身近な相談窓口として、福祉サービスやボランティアに関する相談にのる</li> <li>○地域住民へ相談窓口等の情報提供と、必要であれば関係機関につなぐ</li> </ul>                                                                                            |
| 行政      | 公助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園、地域子育て支援センター、保健福祉センター（すこやか〜に）の相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員による「赤ちゃん訪問」を継続して実施する</li> <li>○地域包括支援センターが高齢者の保健福祉についての総合相談窓口であることを、「広報しんおんせん」や関連の会議等を活用して関係機関や住民へ周知を行う</li> </ul> |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                                |
|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○高齢者見守り事業の協力事業所を増やし、ネットワークの強化に努めるとともに、在宅介護支援センターや関連機関との連携を推進することで、高齢者の見守りや支援体制の充実に努める |
|    |    | ○障がいのある人の心身の状況や家庭環境等を的確に把握し、個々に応じた適切な対応及び支援が行われるよう、相談体制の強化を図る                         |
|    |    | ○生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人について、各種相談事業を通して早期に発見し、適切な支援につなげるよう努める                           |
|    |    | ○自殺の原因のひとつとなるストレスへの対策に努めるとともに、自殺の原因は多岐にわたることから、各関係機関や相談窓口との連携を強化する                    |
|    |    | ○行政や社会福祉協議会等で実施している介護相談、家庭児童相談、健康相談、保健福祉相談、人権相談等の利用を促進し、それぞれの相談窓口の連携を図る               |
|    |    | ○ホームページに掲載している各相談窓口情報の充実を図るとともに、「広報しんおんせん」や掲示板等で相談窓口を周知する                             |

## 行動目標2 地域生活を支えるサービスの充実

### 【現状と課題】

本町の高齢者人口は今後も増加していくことが予想されています。福祉ニーズが増大している中で、行政や社会福祉施設等の公的なサービス（フォーマル・サービス）だけでは対応が困難になります。そこで、重要となるのが地域で活動する団体や組織等によるサービス（インフォーマル・サービス）です。

外出の付き添いや部屋の掃除、話し相手等、公的サービスだけでは対処しきれないニーズを、地域住民の力を借りて補完し、対応していくことが求められます。サービスの提供主体も多様になることから、より一層の連携と役割分担の明確化が必要です。

### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                  |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアとして活動しよう</li> <li>○福祉サービスに関する情報を確認しよう</li> </ul>                                          |
| 地域      | 互助・共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスが必要な人を把握するため、プライバシーの保護に十分配慮しながら、福祉関係機関・団体が連携・協力しよう</li> </ul>                             |
| 社会福祉協議会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな福祉サービスの開発やサービス提供体制を整備する</li> <li>○福祉関係機関・団体が行う福祉サービスに関する情報を発信する</li> </ul>                   |
| 行政      | 公助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○働きたいと望む母親が、子育てと仕事の両立を図れるよう、保育サービスの充実や放課後児童クラブの整備を進める</li> </ul>                                 |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て中の親が地域の中で安心して子育てができるよう、また、子どもも多世代の交流を通して成長していけるよう、子育て支援の充実を図る</li> </ul>                     |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○浜坂認定こども園の建替え整備や病児・病後児保育の実施を検討する</li> </ul>                                                      |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者と連携し、増大する介護保険サービスのニーズに対応した新たなサービス基盤整備に対する支援やバランスの取れた施設及び在宅の介護福祉サービスを推進する</li> </ul>        |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生活状況の変化に対応した支援を行うことができるようサービス提供基盤を整備し、高齢者が気軽に介護予防に参加できる環境整備に努める</li> </ul>                  |
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な介護保険サービスが提供されるよう地域包括支援センターの取り組み等を充実させるほか、介護支援専門員やサービス提供事業者の業務内容を充実するための研修や指導を強化する</li> </ul> |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                             |
|----|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの基盤の整備・充実を図り、障がいのある人の生活の自立を支援する                              |
|    |    | ○障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切な福祉サービスの提供や障害者相談支援事業の周知を図るとともに、町内の相談支援事業所の開設へ向けて働きかけを行う    |
|    |    | ○地域間の福祉サービスの偏りを解消するため、不足する地域への重点的なサービス整備を実施する                                      |
|    |    | ○福祉サービスの周知を図るため、マスコミを積極的に活用した情報提供を行う                                               |
|    |    | ○地域の実情に応じたインフォーマル・サービス（家族、近隣知人、ボランティア等が行う非公式な援助のこと）について、先進事例の情報収集や情報提供を行う          |
|    |    | ○公立浜坂病院の機能の充実をはじめ、地域医療の確保等、住民が安心できる医療体制を構築する                                       |
|    |    | ○カープミラー、ガードレール、視覚障がい者誘導ブロック、視覚障がい者用付加装置付信号機の設置等の交通安全施設の整備を促進する                     |
|    |    | ○公共施設や公園、道路等の整備や改修については、誰もが利用しやすい施設とするため、「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進する             |
|    |    | ○町民バスの運行、町民タクシー事業、福祉タクシー助成事業を実施し、生活交通手段の確保及び利便性の向上に努める                             |
|    |    | ○高齢者や障がいのある人等を対象に移動時の支援を行う外出支援サービスの充実に努める                                          |
|    |    | ○ケアマネジメントへの支援として、研修会、主任介護支援専門員連絡会、地域ケア会議（ケアマネジメント支援会議による事例検討）等の実施やケアプランチェックの機会を設ける |
|    |    | ○地域で活動する団体や福祉サービス提供事業者等と連携し、サービス利用対象者等の的確な把握に努める                                   |
|    |    | ○福祉サービス従事者の交流や、技能・知識の向上のための福祉サービス従事者研修等の充実を図る                                      |

### 行動目標3 防災体制・防犯体制づくり

#### 【現状と課題】

本町では、冬季の雪害に加え、近年の地震や台風等の被害の影響により住民の防災への関心は高まっています。住民全員が協力し、助けを必要とする人の援助をすることができるよう、災害が起きたときの対応や仕組みを整備することが必要です。

また、高齢者を対象とした悪質商法は依然として存在し、子どもが被害者となる事件も増加しています。地域での見守りの強化や防犯に関する知識を周知するなど、防犯体制の強化も求められます。

防災体制・防犯体制を整備・強化する中で、身近なネットワークを構築し、地域福祉の向上を図ることが必要です。

#### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分            | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族みんなで、自主防災組織による防災訓練等に積極的に参加し、誰でも災害時に対応できるようにしよう</li> <li>○地域に住む障がいのある人や高齢者のみで暮らす人等のことを把握し、災害時の避難についてどうするのか、みんなで話しあおう</li> <li>○支援を必要とする人は、災害時にどうしてほしいか等を近隣の人等に伝え、情報を共有し、相互理解を進めよう</li> <li>○災害ボランティアや防災士の養成講座に積極的に参加しよう</li> <li>○日頃からあいさつや声かけをするなど、地域住民が顔なじみとなるようにしよう</li> <li>○子どもを犯罪から守るため学校安全ボランティア（スクールガード）に登録し、地域での防犯パトロールに協力しよう</li> <li>○子どもが巻き込まれる事件や高齢者等に対する悪質商法等について学ぶ機会を持ち、積極的に参加しよう</li> </ul> |
| 地域      | 互助<br>・<br>共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員をはじめ、福祉関係機関・団体で地域の見守り活動をしよう</li> <li>○自主防災組織が中心となり、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の福祉関係者と相互に連携して、避難行動要支援者の把握と情報の共有化を推進しよう</li> <li>○避難行動要支援者名簿に基づき、地区、福祉関係者、関係機関が連携し、個別計画を作成しよう</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| 社会福祉協議会 | 互助<br>・<br>共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉マップの作成や住民主体の防災訓練や地域防災学習会等を地域で行えるよう支援する</li> <li>○災害ボランティアを募集するとともに、災害ボランティア養成講座を開催する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                             |
|----|----|--------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○災害ボランティアセンターの立ち上げに関する協定を社会福祉協議会と締結し、災害時における連携・役割分担を明確にする          |
|    |    | ○防災訓練により、避難所開設訓練等を通じた学校及び地域、町との連携強化を図る                             |
|    |    | ○自主防災組織の必要性について理解・啓発を進めるとともに、防災訓練や講習会を実施する                         |
|    |    | ○避難行動要支援者名簿等を活用した情報伝達・収集の強化を図る                                     |
|    |    | ○災害協定を締結し、地区や関係機関へ同意のあった人を限定とし、避難行動要支援者名簿を平常時から提供する                |
|    |    | ○生活必需品の災害時の備蓄に加え、災害協定の締結により供給体制の整備拡大を図る                            |
|    |    | ○学校等における防災教育や住民への啓発、情報提供を充実する                                      |
|    |    | ○公立浜坂病院災害マニュアルに基づき人命の安全、被害の軽減を図り、被害者等に最大限の医療を提供できるよう努める            |
|    |    | ○地域防災計画を見直すとともに、避難行動要支援者等の情報を記載した防災福祉マップを作成する                      |
|    |    | ○住民への AED（自動体外式除細動器）の使用方法や応急手当方法の普及を進める                            |
|    |    | ○災害発生時にインターネット、防災無線、防災情報メール等のさまざまな手段によって正確な情報伝達が可能となるよう運用する        |
|    |    | ○防犯カメラの設置に対する補助金の交付等、地域の見守り体制の強化を図る                                |
|    |    | ○近隣の住民同士の日常生活における声かけや見守り、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の訪問活動による見守りを促進する |
|    |    | ○防犯意識を高めるため、「広報しんおんせん」やホームページ、掲示板において、防犯に関する情報提供や啓発を強化する           |
|    |    | ○悪質商法や振り込め詐欺等の悪質な犯罪の手口に関する情報を提供するとともに、「出前講座」等による啓発を進める             |
|    |    | ○青少年育成連絡協議会や PTA と協力し、地域における見守りや防犯パトロール等の活動を支援する                   |
|    |    | ○福祉避難所※の受入体制の整備等、災害時の支援を的確に実施できる体制づくりに努める                          |

※福祉避難所とは

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等を対象に開設される避難所（公立浜坂病院や各小中学校等）です。

本町では、避難行動要支援者の避難についても、原則として、いったん指定緊急避難場所（公民館や学校の体育館等）に避難していただき、必要に応じて福祉避難所へ入所いただくこととしています。

## 行動目標4 人権擁護・虐待防止体制づくり

### 【現状と課題】

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、障がい理由とした差別的な取り扱いをしないことや合理的配慮を提供することが求められています。認知症のひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、日常的に判断をすることが難しい人が地域で自立した生活を送るためには、成年後見制度や日常生活支援事業等による支援が必要です。また、平成27年4月には「生活困窮者支援法」が施行され、高齢化や就労の不安定化等を背景とした貧困に加え、親の社会的経済状況に起因する「子どもの貧困」といった課題への対策も求められています。生活困窮者が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援体制を整備する必要があります。

さらに、近年、高齢者や障がいのある人、子どもに対する暴力・虐待が顕著になっています。社会的に弱い立場にある人の安全を守るため、地域での見守りや支援体制が求められています。

### 【各主体の取り組み】

| 主体      | 区分    | 取り組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | 自助    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者等家族からの暴力や、障がいのある人、子ども、高齢者等への虐待問題に対する意識を高めよう</li> <li>○暴力や虐待を受けたと思われる人をみつけた場合は、速やかに関係機関に連絡しよう</li> <li>○日頃から近所に暮らしている人への配慮を行おう</li> <li>○地域福祉活動に参加し、生活課題や福祉課題について早期発見・早期対応し、関係機関等につなごう</li> <li>○研修会等に参加し、権利擁護に関する理解を深めよう</li> </ul> |
| 地域      | 互助・共助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待をみつけた場合、医療関係者は本人の意思を尊重しながら、通報しよう</li> <li>○障がい福祉サービス提供事業者、児童福祉関係機関や関係者、介護保険サービス提供事業者、病院等は虐待の早期発見に努めよう</li> </ul>                                                                                                                     |
| 社会福祉協議会 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業※について、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図るとともに、専門職を対象に研修会を開催することで、制度についての理解促進を行う</li> <li>○生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金・友愛資金を活用するとともに、兵庫県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援事業所との連携を図る</li> </ul>                                                        |

※日常生活自立支援事業とは

在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人または代理人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助・金銭管理等を行う事業です。

| 主体 | 区分 | 取り組み内容                                                                        |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 公助 | ○日常生活自立支援事業について、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図るとともに、専門職を対象に研修会を開催することで、制度についての理解促進を行う  |
|    |    | ○成年後見制度※の利用を進めるため、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図るとともに、成年後見制度が利用されるよう、相談支援に努める          |
|    |    | ○地域包括支援センターが権利擁護に関する総合相談窓口であることを周知し、事業や制度の利用促進を図る                             |
|    |    | ○「障害者差別解消法」について、積極的に住民に発信することで、障がいを理由とする差別の解消を図る                              |
|    |    | ○高齢者や障がいのある人、子ども等、社会的に弱い立場にある人への暴力・虐待に関する相談窓口の周知を行うとともに、虐待防止に関する啓発活動を実施する     |
|    |    | ○生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人について、相談支援や就労支援、居住支援等をはじめとした総合的な支援を進め、教育・就労・社会参加の機会確保を図る |

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいのある人のうち、判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任することで本人を法律的に支援する制度です。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見があります。

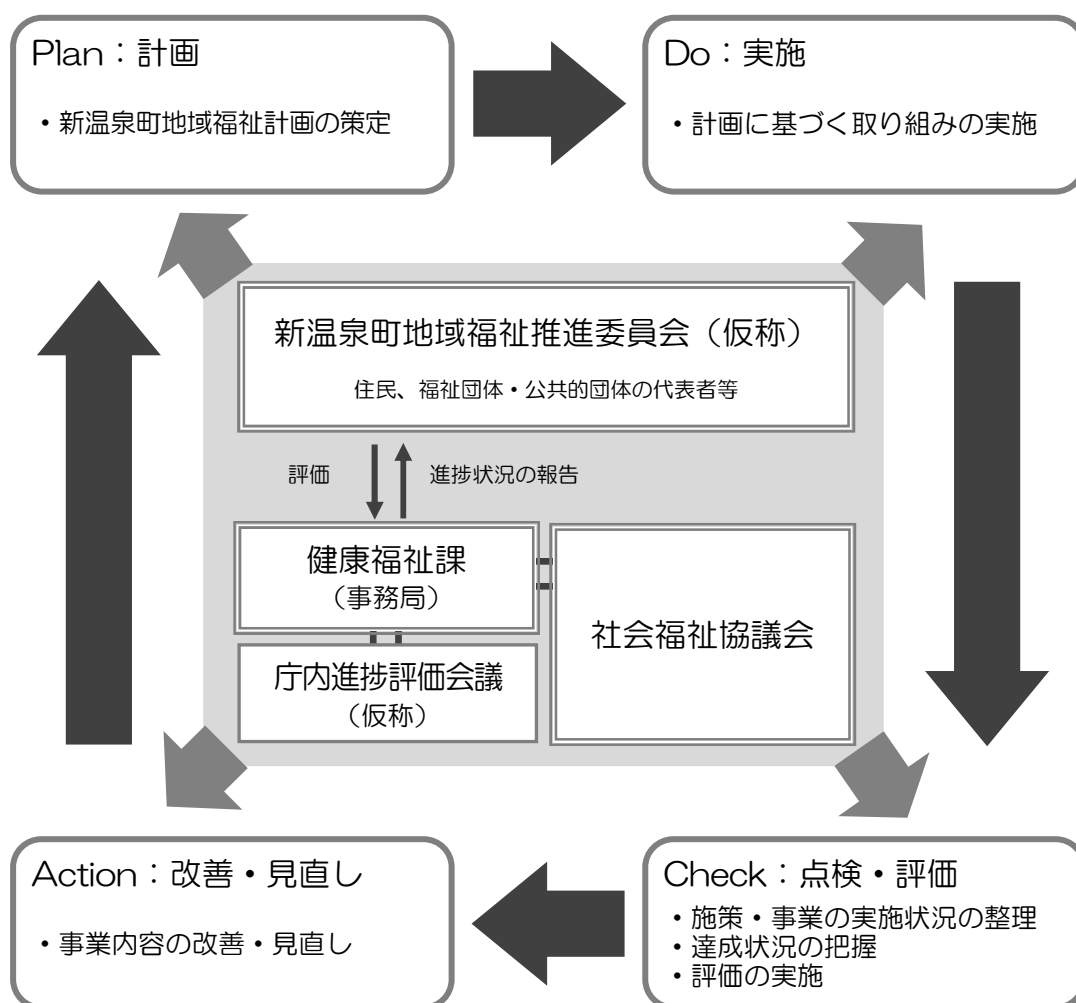
## 1 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

計画の点検・評価については、毎年度、「市内進捗評価会議（仮称）」において、市内関係各課による施策・事業の進捗状況の共有・把握を行い、「新温泉町地域福祉推進委員会（仮称）」に報告します。

「新温泉町地域福祉推進委員会（仮称）」では、本計画の推進に関する必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況を確認・評価し、平成 34（2022）年度には中間評価・見直しを、平成 39（2027）年度には最終評価を行い、次期計画を策定します。

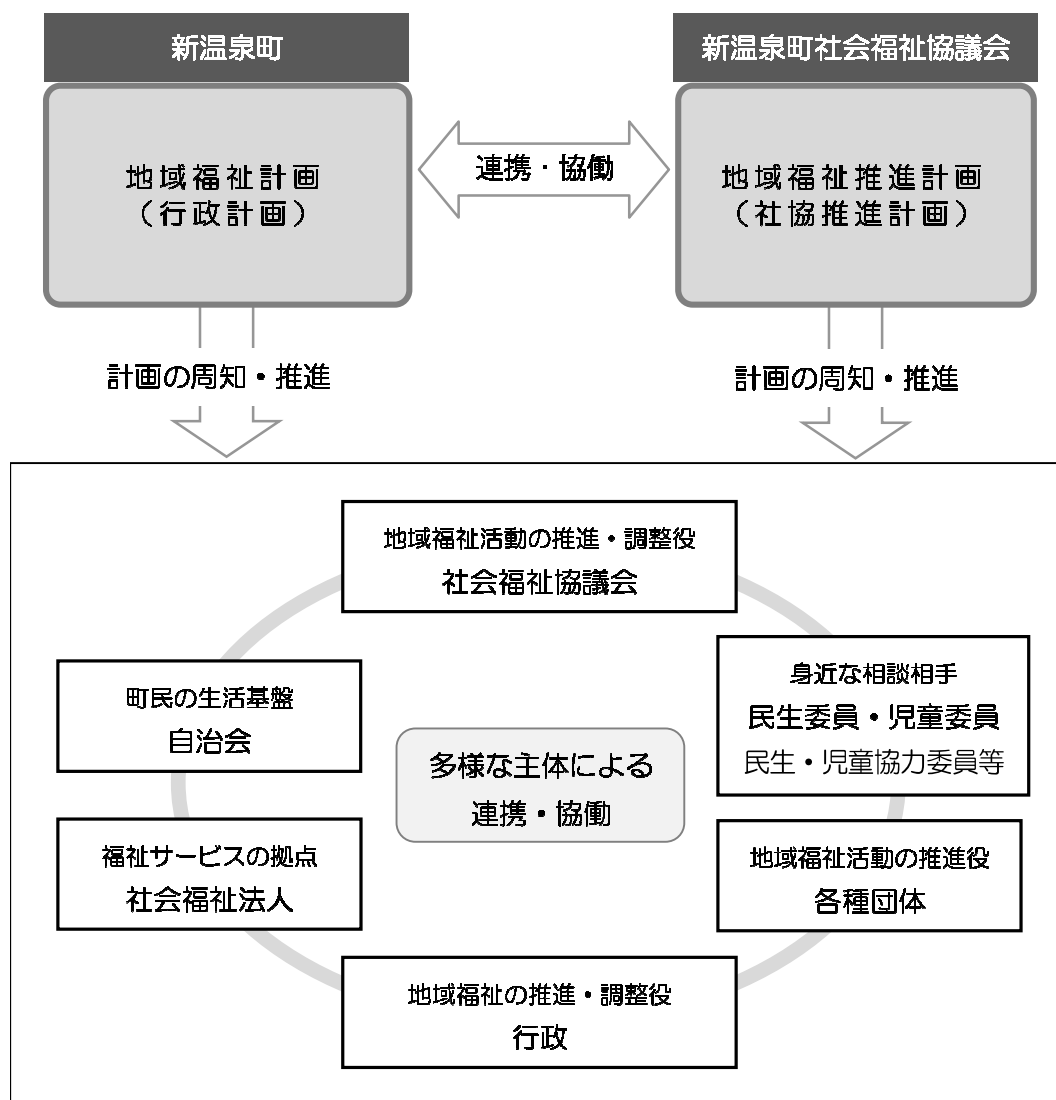
## ＜計画の推進体制と循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）＞



## 2 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加

本計画は「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を目指して、住民と行政、民間の福祉サービス提供事業者等が協働して取り組まなければなりません。

住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉活動に積極的に参加していくことはもちろんですが、地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた取り組み内容を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが求められます。



### 3 地域福祉の推進・調整役

#### 1) 行政機関

地域福祉の積極的な推進のためには、住民や福祉関係機関・団体等の自主的な取り組みが重要です。その自主性の発揮をさまざまなかたちで支援する意味で、町をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要であると考えます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、部門を超えた連携が必要なことから、関係部署と連携を密にしながら、住民や関係機関・団体の活動を支援します。

#### 2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加による、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

こうした実績を踏まえ、本計画の推進・調整役のひとつとして、社会福祉協議会は住民の福祉ニーズをしっかりと把握したうえで地域福祉推進計画を策定し、さまざまな問題を抱えた人を見過ごすことなく、一人ひとりの生活を総合的に支援していくための実践活動を推進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組むことが望まれます。

#### 社会福祉法（抄）

##### 【社会福祉協議会】

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

# 資料編

## 1 新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年3月27日告示第25号

### 新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条の規定に基づき、新温泉町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、新温泉町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定のために必要な調査研究に関すること。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉団体を代表する者
- (3) 社会福祉施設を代表する者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

#### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開催される策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 2 第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

|    |      | 氏 名       | 所属団体名等                  |
|----|------|-----------|-------------------------|
| 1  | 委員長  | 中 村 幸 夫   | 新温泉町自治連合会 温泉支部          |
| 2  | 副委員長 | 下 雅 意 満   | 新温泉町民生委員児童委員協議会 浜坂地域委員会 |
| 3  | 委 員  | 岸 本 悟     | 新温泉町自治連合会 浜坂支部          |
| 4  | 委 員  | 池 田 史 晃   | 新温泉町民生委員児童委員協議会 温泉地域委員会 |
| 5  | 委 員  | 西 谷 親 一   | 新温泉町すこやかクラブ連合会 浜坂支部     |
| 6  | 委 員  | 赤 坂 與 志 夫 | 新温泉町すこやかクラブ連合会 温泉支部     |
| 7  | 委 員  | 中 井 賢 一   | 新温泉町身体障害者福祉協会           |
| 8  | 委 員  | 山 口 愛 子   | 新温泉町婦人共励会               |
| 9  | 委 員  | 中 野 隆 治   | 新温泉町子ども会育成連絡協議会         |
| 10 | 委 員  | 西 村 公 子   | 新温泉町ボランティア連絡会           |
| 11 | 委 員  | 倉 内 晋     | 新温泉町社会福祉協議会             |
| 12 | 委 員  | 山 田 富 美 子 | 在宅保健師                   |
| 13 | 委 員  | 前 田 寛     | 新温泉健康福祉事務所 生活福祉課長       |

### 3 計画策定の経過

| 年 月 日                      | 事 項                           | 内 容                                                                                       |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年<br>8月2日            | 第1回<br>第2次新温泉町地域福祉計画<br>策定委員会 | ○地域福祉計画策定の概要説明及び報告<br>事項等<br>○アンケート調査について                                                 |
| 平成 29 年<br>8月29日～<br>9月11日 | 地域福祉に関するアンケート<br>調査の実施        | ○1,000 人に調査票を配布し 487 人か<br>ら回収（回収率：48.7%）                                                 |
| 平成 29 年<br>9月              | 団体ヒアリング調査の実施                  | ○11 団体の関係機関・団体に実施                                                                         |
| 平成 29 年<br>9月              | 地域福祉計画に関する<br>庁内ヒアリングの実施      | ○庁内関係各課へ第1次計画の進捗状<br>況・評価等の調査                                                             |
| 平成 29 年<br>10月31日          | 第2回<br>第2次新温泉町地域福祉計画<br>策定委員会 | ○各種調査結果について<br>（統計からみる新温泉町の現状、アンケ<br>ート調査結果報告書、団体ヒアリング<br>調査結果、庁内検証結果）<br>○課題と今後の取り組みについて |
| 平成 29 年<br>12月5日           | 第3回<br>第2次新温泉町地域福祉計画<br>策定委員会 | ○第2次新温泉町地域福祉計画（骨子案）<br>について<br>○取り組み案について                                                 |
| 平成 30 年<br>1月26日           | 第4回<br>第2次新温泉町地域福祉計画<br>策定委員会 | ○第2次新温泉町地域福祉計画（素案）<br>について                                                                |
| 平成30年<br>2月8日～<br>2月22日    | パブリックコメントの実施                  | ○町ホームページ及び健康福祉課の窓口<br>等で実施                                                                |
| 平成 30 年<br>3月1日            | 第5回<br>第2次新温泉町地域福祉計画<br>策定委員会 | ○第2次新温泉町地域福祉計画（案）に<br>ついて                                                                 |

## 第 2 次新温泉町地域福祉計画

---

発行年月：平成 30 年 3 月

編集・発行：新温泉町

事務局：新温泉町健康福祉課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

TEL 0796-82-5620

FAX 0796-82-2970